

教務委員会編

令和6年度

短期大学教務必携

日本私立短期大学協会

序 文

日本私立短期大学協会の教務委員会では、委員会活動の一環として、『短期大学教務必携』を改訂を加えながら、令和元年度まで毎年発行してまいりました。しかしコロナにより、委員が集まって編集作業に取り組むことが難しくなり、第24次改訂版で休刊していました。ただそれを補う意味でも、将来は教務必携も電子化が必要であろうとの認識から、本協会ホームページに教務関係の新着情報を随時掲載してきました。

しかしコロナ禍も一段落し、本協会の委員会活動も通常の状態に戻りつつあることから、教務必携の再刊の検討を始めました。教務委員会の中に、教務必携について検討するワーキンググループをつくり、そこでの議論の結果、基本的な方針として、これまでの教務必携の内容を整理して、これまでのものよりスリムで使いやすいものにしようということが合意されました。

今回は、教務担当者が主に扱う事項のみを改訂するとし、入学者の選抜をはじめ教員の資格や職員の職務、大学全体の運営や自己評価などの事項は、今後、検討していくこととしました。

なお、用語の解説は、最近使われるようになった用語を加えて再掲載し、資料編の法令集については、短期大学設置基準に始まり、教育基本法など教育に係る法令を掲載していましたが、デジタル庁が運営するe-Gov法令検索などを案内することとし、ただよく参照される短期大学設置基準の別表第1（基幹教員数）だけは掲載しました。

この必携が休刊している間に、短期大学設置基準の改正だけではなく、私立学校法が改正されるなど、上位の法令の改訂が行われ、また中央教育審議会でも、高等教育の在り方についてもその根本理念に関わるような議論が行われています。しかしどのような大きな法改正が行なわれても、教務についても基本的な事務は変わらず正確に遂行されなければなりません。ただ事務のデジタル化（DX化）の進行とともに、新しい技法の導入も必至になります。このような状況の下で、現在の教務担当者のご苦労は多大なものがあると思います。本必携がその一助となれば幸甚の至りです。

末筆ながら、この必携の編集実務に当たっていただいた教務委員各位、また日本私立短期大学協会事務局の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和7年3月

秋 山 元 秀
教 務 委 員 会 委 員 長
滋賀短期大学理事長・学長

目 次

第一部 教務の手引き

第1章 学籍と学籍（学生）異動	2
1. 学籍簿と指導要録	2
2. 学籍の記録	2
(1) 入学	2
(2) 卒業	5
(3) 学籍（学生）の異動	5
3. 学籍に関する諸問題	8
(1) 学生納付金	8
(2) 懲戒	9
(3) 科目等履修生・研究生・委託生	10
4. 学籍に関する証明書	11
5. 学籍簿の編成と保存	11
(1) 学籍簿等の編成	11
(2) 学籍簿等の保存・管理	12
第2章 教育課程と履修登録	15
1. 教育課程（カリキュラム）の意義	15
2. 教育課程に関する法的規制	15
(1) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）	15
(2) 教育課程の編成方法	16
(3) 単位・単位数	16
(4) 授業期間	18
(5) 授業時間	18
(6) 授業の方法	18
(7) 昼夜開講制	20
3. 履修指導と履修登録	20
(1) 履修の意義	20
(2) 履修指導	20
(3) 履修登録	21
第3章 授業と試験	24
1. 授業の意義	24
2. クラス規模	24
3. 教育機器	24

4. シラバスの作成	25
5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講	25
6. 試験の目的	26
7. 試験の方法と種類	26
8. 試験の実施時期	27
9. 試験の実施手順（定期試験を中心に）	27
10. 不正行為	27

第4章 成績評価と単位の認定 28

1. 成績評価と単位認定	28
2. 成績評価の表示方法	28
(1) 点数で表示する方法	28
(2) 記号で表示する方法	28
(3) 可否で表示する方法	28
(4) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）で表示する方法	29
3. 成績の通知	29
4. 成績の記録と保存	29
5. 単位互換制度に伴う単位認定	30
6. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定	31
7. 既修得単位の認定	33
8. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定	34

第5章 卒業 36

1. ディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）	36
2. 卒業の決定及び学位の授与	36
3. 卒業のための最低必要条件	37
4. 卒業要件単位数の上限	37
5. 卒業の期日	37
6. 学年途中での卒業認定	38
7. 大学改革支援・学位授与機構による学位の授与	38

短期大学設置基準別表第1 44

第二部 教務関係用語の解説

教務関係用語の解説	46
-----------	----

第一部 教務の手引き

第1章 学籍と学籍（学生）異動

1. 学籍簿と指導要録

学籍簿は、1900年（明治33年）小学校令施行規則で定められ、その様式は、氏名、生年月日、住所、入学・卒業年月日、退学年月日、理由、保護者氏名、住所、職業、児童との関係、学業成績（学年別、教科別、操行）、在学中出席及欠席（出席日数、欠席日数）、身体状況（身長、体重、胸囲等九項目）、備考等の欄からなっていた。

戦後、学籍簿は、中学校・高等学校の累加記録摘要と一本化され、名称が指導要録に改められた。指導要録は、校長が、入学した生徒等について作成し、学校に備え付け、保存しなければならない表簿であり、進学の際はその抄本（高等学校の調査書に当たる）を、転学の際はその写し及び抄本をそれぞれの進学先に送付しなければならない「指導及び外部に対する証明等のために役立たせる原簿としての性格をもつ」ものとされている。

指導要録の内容は、「学籍」の記録と「指導の過程及び結果の要約」の記録の2つの部分からなっており、その様式については、高等学校生徒指導要録では、1葉表裏2面に編成されていたが、平成5年7月の様式例の改訂により、別葉編成となり、学籍の記録を1葉表1面に、指導に関する記録を別葉の表裏2面に記載することになり、卒業後は別とじにして保存することになっている。その保存期間は、「学籍の記録」及びその写しは20年間、他は5年間と改められている（平成6年4月1日以降入学生徒分から適用する。）。

短期大学では、指導要録に相当する表簿として、学籍原簿、成績原簿（単位修得簿）、健康診断簿などを作成し、備え付け保存している。

2. 学籍の記録

指導要録の一部である「学籍の記録」の部分（短期大学の学籍簿に相当する）の具体的内容は、「学校名、所在地、課程名・学科名、生徒（氏名、生年月日、現住所）、保護者（氏名、現住所、生徒との関係）、保証人（氏名、現住所、生徒との関係）入学前の経歴、入学・編入学・転入学年月日、転学・退学年月日、卒業年月日、卒業後の進路、備考」の記録である。したがって、学籍とは、当該学校に在学した者の身上及び在籍に関する記録事項を指している。

学籍の記録事項に異動を生じたときは、速やかに加除訂正しなければならないことは表簿として当然のことである。

本人の住所、保証人等身上の事項については、その届出によって、休学、退学等在籍に関する事項については、学長の決定によって処理されることになる。

在籍に関する異動の年月日は、学長の決定する日付である。日付は、授業料納付、単位認定等と関連するので明確にしておく必要がある。

以下、在籍に関する記録事項についてとりあげる。

(1) 入学

A. 入学の意義

入学するということは、法的には、短期大学と学生の間における契約の一種、在学契約（在学関係）の締結と考えられ、私立学校の場合は、学校教育をほどこすことを内容とする公的な性格

をもつ私法上の契約（関係）であるとされている。

入学の決定は学長が行うが、教授会は学長が決定するに当たり意見を述べるものとされている。

B. 入学許可と入学（許可）の取消し

入学するためには、学校教育法第 90 条第 1 項に規定されている入学資格を有する者が、当該短期大学の実施する入学試験等に合格し、定められた期間内に入学手続を完了し、入学の許可を得ることが必要である。ここで所定の入学手続とは、通常次の①～④をいう。

- ① 学生納付金（入学金、授業料、施設費、その他）を納入すること
- ② 誓約書を提出すること
- ③ 高等学校（出身校）等の卒業証明書を提出すること
- ④ 当該短期大学が指定する書類（例えば、身上書、写真）等を提出すること

入学手続を完了し、入学の許可を得た後、次のような場合は、短期大学の一方的な意思により、入学許可を取消することができる。

- ① 入学資格となる最終学校を卒業できなかったとき
- ② 入学試験に不正な手段を用いたことが判明したとき
- ③ 調査書等に虚偽の記載があったとき

C. 入学の期日・時期

- ① 原則として、入学の時期は学年の始期であり、入学年月日は入学許可の日付である。

入学許可の通知が 4 月 1 日より前の場合は、学年の規定により 4 月 1 日から発効することとなるので、入学年月日は 4 月 1 日である。ただし、入学式への出席を入学許可の条件としている場合は、入学式の日付となる。

- ② 入学許可の通知が 4 月 1 日以降の場合は、入学許可通知の日付又は入学式の日付となる。また、入学試験の実施がやむを得ない事情で遅れた場合、教育課程に編成された年間の教育内容が通常の授業形態で消化し得る程度内で、入学許可を遅らせることは許されることと考えられる。しかし、その場合も 4 月中が限度と考えられる。

- ③ 短期大学は、学年の途中においても学期区分に従い学生を入学・卒業させることができる。

○学校教育法施行規則

第 59 条 小学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 163 条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

- 2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

（注）学年の規定は、教育課程編成上の単位期間を定めたものであって、4 月 1 日を入学期日と定めたものではない。修業年限や在学年限の期間も、民法第 143 条（暦による計算）の規定にしたがって計算するほど厳密な意味での期間を考えているわけではない。

D. 在学と在籍

- ① 修業年限と在学年限

学校に入学し、教育課程を修了するために必要な最小限の在学すべき年数を法は定めている。これを修業年限といい、短期大学では「2 年又は 3 年」となっている。

学生が、短期大学の修業年限を超えて在学できる年数の限度を在学年限というが、これについては、法的に定められていないので、多くの短期大学では、これを学則で定めている。修業

年限の2倍としているところが多い。

○学校教育法

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

(4～8は略)

② 在学期間と在籍期間

修業年限、在学年限は、最短、最長の在学期間であるが、この在学期間には、休学等学修状態を休止している期間を含めない。ここにいう在学とは、当該学校に在籍し、かつ学修状態に在るという意味で用いられ、在籍は、本人（名前）が学籍に在るという意味で用いられ、在学期間と在籍期間は区別される。休学期間は、在学期間には含めないが、在籍期間には算入する。例えば、修業年限が2年の場合、休学期間が1年間、単位不足のため1年留年して卒業すると、在学期間は3年、在籍期間は4年となる。

③ 長期履修学生

社会人の様々な学習需要に対応し、短期大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受入れを一層促進し得るよう、長期履修学生制度が設けられた。

○短期大学設置基準（昭和50年4月28日文部省令第21号）

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

上記短期大学設置基準の改正の留意点は次のとおりである。

計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）は、修業年限在学することが予定される学生よりも1年間又は1学期間に修得する単位数が少ないことを踏まえ、在学者数が収容定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生の在学者数は、その実際の人数に、修業年限を当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間で除して得た数を乗じて算定することとする。

ただし、入学者の受入れに当たり同様の算定方法により算定して入学定員を満たす数の入学者を受け入れることとすると、長期履修学生が修業年限を超えて在学する時点で在学者数が収容定員を超える事態を招くことから、入学者数が入学定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生と修業年限在学することが予定される学生とを区別せず、その実際の人数で算定するものとする。また、各大学において修業年限在学することが予定される学生と長期履修学生との履修形態の変更を認めるに当たっては、上記在学者数の算定方法によって在学者数を算定した場合に在学者数が収容定員を超えない範囲内で変更を認めることとする。長期履修学生への履修形態の変更は、長期履修学生として履修することが適当で

あるかどうかを十分に検討した上で適切に行うこと。

このほか、長期履修学生は修業年限を超えて在学することから、その授業料については、修業年限在学することが予定される学生との均衡に配慮しつつ、学生の負担軽減を図る観点から、修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができるようにしたり、履修する単位数に応じて授業料を納めることができるようにするなど、設置者の判断により適切な方法で徴収することが望ましいこと。

(2) 卒業

A. 卒業の意義

入学が、在学契約、在学関係の成立であるとするならば、卒業は在学目的達成による在学契約、在学関係の解除、終了であるといえる。入学は在学関係の入口であり、卒業はその出口である。

B. 卒業年月日

教育課程の修了の認定、すなわち卒業の認定は、教授会の意見を聴いて学長が定める事項である。卒業の期日は、形式上は学年の終期 3 月 31 日とされているが、短期大学の事情により、若干早めることは許容され運用されている。

一般に、卒業の期日は、課程の修了を認めた卒業証書・学位記に表示される日付とされ、これが、学籍の記録上の卒業年月日となる。

(3) 学籍（学生）の異動

A. 休学・復学

休学とは、学生が在籍のままで、一定期間学修状態を休止するというものである。休学の決定は学長が行う。

休学には、学生が病気などやむを得ない事情により願い出て、許可を得て休学する場合と、疾病のため休学を命ぜられる場合がある。

短期大学の多くが、休学は修学（就学）できない状態がある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常、その期間中は、授業料が免除され、また、その期間は最長在学年限に含まれないものとしている。したがってあまり短い期間について休学の措置をとる必要はなく、2～3 か月以上修業が不可能な場合に休学とすることができるものとしている。

休学期間は、一般的に休学の理由が消滅するまでの期間とし、引き続いて休学できる期間は 1 年、特別の理由があるときは、さらに 1 年程度の延長を認めることができるとしている例が多く、通算して休学できる期間は修業年限と同年数程度としているようである。

休学の理由の消滅した場合には、休学期間にかかわらず願い出て、許可を得て復学することができる。また、期間中に休学理由が消滅しない場合には、改めて期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

なお、病気で休学していた場合には、診断書（治癒証明書）を提出させ、確認する必要がある。また、復学の時期は、休学期間の設定と同様、修業年限、単位認定、授業料の納入等に関係するので、その取扱いに注意する必要がある。

B. 留学

留学とは、通常「海外留学」と解され、外国の短期大学又は大学で学修することをいう。短期大学生の在学中の留学には2つの場合がある。

1つは、短期大学の定めるところにより、在学のまま外国の短期大学又は大学で学修する場合であり、他は、在学中に休学の許可を得て、外国の短期大学等で学修する場合である。これらの場合の学生の取扱い、学籍上、前者は留学であり、後者は休学である。

これらの学修の期間は、前者は在学期間、後者は休学期間に算入されることとなる。学籍上の留学の決定は学長が行う。

この留学の制度は、昭和57年3月の短期大学設置基準の一部改正によって設けられたものであるが、平成3年6月の基準改正によって、留学分を含めて単位互換による単位認定が30単位まで認められることになったので、在学のまま留学して、修業年限を延長することなく卒業できるようになった。さらに平成11年3月の改正で、留学により修得した単位のみで30単位まで認められるようになり、ますます短期大学における留学制度の活用が期待されている。

○短期大学設置基準

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条

(第1項～第4項略)

5 前4項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位（第13条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第14条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあつては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項において準用する同条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあつては、45単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、53単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては45単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

(昭和57年3月23日文大技第108号)

I 改正の趣旨（略）

II 改正の要旨及び留意点

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等（略）

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

(1) 留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(2) （略）

(3) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

(4) （略）

(5) (1) によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

(6) （略）

C. 転学・転学科（転科）

転学とは、同一学校種の他の学校（短期大学から他の短期大学）の相当学年に学籍を移すことをいう。

転学は、本来的に転出・転入（受入）の両方の意味を持つが、転出で用いられることが多く、その場合、転入（受入）については「転入学」として区別される。転学の決定は学長が行う。

転学科（転科）は、同一短期大学内での学科・専攻間の転籍異動をいう。

転籍異動については、入学時には異なる入学試験を経て学科等の所属が決定されていることを考慮すれば、一般的には、正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的措置である。

これらの場合の異動年月日は、転学・転学科（転科）先の受入れ年月日の前日とし、受入れ学校名、部、科・専攻、学年及び理由を記入するのが通例である。

D. 退学

退学とは、修業の途中において在籍関係を解除することである。退学の決定は学長が行う。

退学には、その手続きにより、願出によるもの、懲戒によるもの及び届出によるものがある。

① 願出による退学

学生の意志により退学願を提出し、許可を得て退学する場合である。これは、学校、学生双方の了解のもとに在籍関係を解除する場合で、後日、退学理由の解消したときは、願い出て、もとの学科・年次へ再入学が許可されることがある。この場合、再入学前の既修得単位、評価、在学年数等は学内規定に基づいて認定・通算されるのが一般的である。

② 懲戒による退学

これは短期大学の学則に基づいて、学長が行う懲戒による退学処分である。

③ 届出による退学

学生が死亡したときは、短期大学の処理（許可、命令）を待つまでもなく在籍関係は消滅するので、学則上特に規定する必要はない。事務処理上は、保証人から死亡届の提出を受け、教授会に報告し、学籍上は、死亡年月日、理由等が記録されることになる。

E. 除籍・復籍

除籍とは、在籍している状態から在籍していない状態になることである。

除籍は、一般的に学費未納や修学期限などの理由により、学則に基づいて在籍関係の解除が事務処理的に行われるものである。懲戒処分としての退学と異なり、懲戒としての性格はもたない。したがって、証明書の発行等は、「退学」となった者と同様の取り扱いが行われるのが一般的である。

除籍に該当する項目については法令上の根拠がないので、学則に定めておく必要がある。学則には通常、次の事項があげられている。

- ・在学年限を超えた者
- ・休学期間を超えてなお修学（就学）できない者
- ・授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ・長期にわたり行方不明の者

上記の事項のうち、「授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」については、大学によっては、一定期限内に納付することによって、除籍された状態から在籍している状態に戻ることが可能な場合もある。（復籍）

なお、復籍に関する手続きについては、学則等に規定しておく必要がある。

3. 学籍に関する諸問題

(1) 学生納付金

入学することによって、学校と学生の間には在学関係が成立すると、両者の間に権利義務の関係が生じ、学校の教育の提供に対し学生はその反対給付（対価）として入学金・授業料等の学生納付金を納入する義務が生じてくる。

したがって、納付金を滞納した場合は、契約の不履行として、契約の解除（退学〈除籍〉）もあり得る。学生にとって納付金を完納することは、在学関係を成立させるための条件であり、単位の修得や修業年限の在学等は、在学目的を成就するために必要な条件である。どちらも、学業を修了（卒業）するために欠くことのできない要件である。

そのため、授業料等の納付金額と納入方法については、学内規程に明確に定めておく必要がある。ここで問題になるのは、休学期間中と復学に際しての授業料の取扱いである。

A. 休学中の授業料

休学が大学の利用関係を休止することから、休学期間中の授業料は通常免除されることになる。

一般的には「休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する」が、学期の途中から復学することが困難な場合もあるので、その場合は休学期間の終期を学期の終りに合わせておく都合がよい。

なお、短期大学によっては休学期間中の授業料に代って在籍料という形で学費の一部を徴収する場合もある。

B. 復学者の授業料

一般的には「学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納入しなければならない。」となっているが、学期の始めでないと復学が困難な場合が多いと考えられるので、その場合は復学の時期を学期の始めとする旨学内規程で定めておく都合がよい。

なお、休学者・復学者の授業料の納入について上記例のような規程とするときは、細則で延納

についてばかりでなく、特別の事情があると認められる場合は月毎の分納を認める旨の規程を設けておく必要があると考えられる。

(2) 懲戒

学生に対する懲戒については、学長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、一定の定められた範囲でこれを加えることが許されている。

一般に学校における懲戒には、2種類があると解されている。その1つは、日常の教育活動における教育効果をあげるために、叱責したり、戒めたり、反省を促したりすることである。もう1つ

の懲戒とは、学校教育法施行規則第26条第2項にあるように、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う退学、停学及び訓告の処分である。

法的効果を伴う後者の懲戒の決定は学長が行うが、学長は学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない。在籍関係の解除、在学状態の一時停止などを伴う場合は、学籍異動記録の対象となる。

A. 退学

懲戒による退学処分は、在学・在籍関係の強制的解除であり、学生は在学関係・学生としての身分を失うことになる。

退学処分の対象となる者については、学校教育法施行規則第26条第3項で定められている。

B. 停学

停学は、学生に対して一定期間登校を停止し、授業等の受講権利とともに、学校の施設設備の利用権を一時停止するものであるが、学生としての身分（学籍）を失うものではない。停学の細目については内規等で定めておくことが必要である。また、処分の目的・性格等から、卒業要件としての在学期間には停学の期間を算入しないが、最長在学期間（在学年限）には算入する。

ただし、停学期間が短期間の場合には、教育上の見地からその実情に合わせて、卒業要件としての在学期間を延長しないこともあり得る。

なお、停学期間中の退学はあるが、停学期間中に休学することは停学の趣旨から認められない。停学期間と休学期間は明確に分離して許可する事項である。

C. 訓告

訓告は、通常、学生の身分までは影響の及ばない懲戒であり、学生には口頭（又は文書）で行い、必要に応じて告示する。ただし、その回を重ねた場合には停学、退学等の対象となり得るので、単なる教室内での叱責とは異なるものである。

○学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に应ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

3 前項の退学は、市町村立の小学校、中学校（略）若しくは義務教育学校または公立の特別支援学校に在学

する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

5 学長は、学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の手續を定めなければならない。

(3) 科目等履修生・研究生・委託生

短期大学には、正規の課程の学生以外に、科目等履修生（聴講生を含む）・研究生・委託生を受入れているところもあり、その場合の取扱い、各短期大学が、受入に必要事項を学則で規定しているのが通例である。

A. 科目等履修生

短期大学の定めるところにより、1又は複数の授業科目を履修する者を科目等履修生といい、科目等履修生に対して単位を与えることができる制度が、平成3年度に創設された（短期大学設置基準第17条）。

科目等履修生に対する単位の授与については、正規の単位の授与であることから、短期大学設置基準第13条に定められる単位授与と同じ手続きによることとされており、単位修得証明書が交付される。

なお、単位の修得を希望せず単位の授与を必要としない者については、単位の修得を伴わない履修も認められる（聴講生）。

科目等履修生の受入れについては、正規の学生ではないので、各短期大学において、それぞれ定めることとなるが、出願資格を「高等学校卒業又はそれと同等以上と認められる学歴を有する者」としている短期大学が多い。

その他、国の制度としての「大学等委託訓練コース」「教育訓練給付制度」により科目等履修生として講座を受講するケースも増加している。

B. 研究生

特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を許される研究生の制度がある。この場合、授業科目の聴講については、指導教員が必要と認め、かつ正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されている。

C. 委託生

学校その他の機関からの委託により、特定の授業科目の聴講、あるいは特定の研究課題についての研究を行うことを許可される委託生の制度がある。委託生の場合も、科目等履修生（聴講生）・研究生同様、正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されるのが通例である。

○短期大学設置基準

第13条 短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

第17条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

(2は略)

- 3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第13条の規定を準用する。
(4・5は略)

4. 学籍に関する証明書

証明書はその学生の在籍中の事実を証明する公的文書である。その発行にあたり、本人からの交付申請によることを原則とし、使用目的が明確であることが望ましい。

卒業証明書（卒業見込証明書）、在学（在籍）証明書及び成績証明書、単位修得証明書等は原本に基づいて発行されるが、その様式については法令等の規定がなく、各短期大学がそれぞれ様式を定めて発行している。その証明書の記載内容のうち共通の事項は次のようなものである。

氏名、生年月日、学科・専攻名、証明内容・事項、証明書発行年月日、証明書番号、証明者（学長）職氏名、職印

- ① 卒業見込証明書については、単に最終学年に在学しているということだけでなく、履修登録科目の単位を修得した場合に卒業要件を充たすか否かを確認する必要がある。
- ② 在学証明書は現に在学中の者（停学中の者を含む）に対して発行し、在籍証明書は休学中の者及び退学（除籍を含む）した者に対して発行する。通常、休学している場合は、「〇〇年〇〇月〇〇学科（専攻等）に入学し、在籍していることを証明する。ただし〇〇年〇〇月〇〇日から休学中である」とし、退学している場合は、「〇〇年〇〇月〇〇学科（専攻等）に入学し、〇〇年〇〇月〇〇日付にて退学した者であることを証明する」というように記載するのがよいと思われる。
- ③ 成績証明書は、すでに修得している科目の成績（単位）を証明するものである。なお、就職活動及び編入学等に必要な場合は、現在履修中の授業科目についても表示することが望ましい。
なお、退学（除籍を含む）した者又は休学中の学生の成績証明書にも退学の期日、休学の期間等を記載することがよいと思われる。
- ④ 最近、外国の大学へ編入学（留学）する学生が多くなっているが、その場合、短期大学で発行する欧文の証明書には学長又は証明書の管理責任者のサイン、短期大学の刻印等が必要である。

この場合、外務省に登録済みの刻印が必要とされる国もある。また、成績証明書等については履修した授業科目の内容が受入れ側に十分理解されるような方法を考えることも必要である。

5. 学籍簿の編成と保存

(1) 学籍簿等の編成

学校教育法施行規則第24条及び第28条において、指導要録、その写し及び抄本の作成・保存について定めている。

指導要録は、児童等の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録した表簿であり、戦前の学籍簿の名称を変更したものである。

短期大学では、これに相当する備付表簿として、学籍簿、成績原簿（単位修得簿等）、健康診断簿等をそれぞれ別に編成して保管している。

短期大学における学籍簿の記載内容は、指導要録のうち「学籍の記録」に相当するものであり、その様式については、特に画一されたものはないのが現状であるが、一般的な記録事項は、次のとおりである。

- ① 氏名、生年月日、性別

② 短期大学・学科・専攻名、学籍番号

③ 入学・卒業年月日

④ 在学中の異動（事項・年月日・事由等）

休学、復学、留学、退学、除籍、再入学、転入学、転籍、取得資格

⑤ 本人の写真

⑥ 本籍地（都道府県名）及び現住所

⑦ 出身高等学校名、卒業年月日

⑧ 保証人氏名、住所等

⑨ 備考欄

なお、外国人の氏名については、「在留カード」（外国人登録証明書から、2012年7月9日から、名称変更）に記載されている氏名とするのが適切である。ただし、「通称名」を希望する場合は、学生の不利益にならないよう可能な範囲において配慮する必要がある。

学籍簿の記録事項に異動・変更が生じた場合には、速やかに加除訂正する。なお、学生からの届出による訂正については、所定の変更届を提出させる必要がある。

○学校教育法施行規則

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

（略）

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。一 学校に係のある法令

二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

七 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

（略）

（2）学籍簿等の保存・管理

学校の備付表簿の保存期間については、学校教育法施行規則第28条第2項に定めている。

これまで指導要録及びその写しは20年間、その他の表簿（指導要録の抄本を除く。）にあっては5年間これを保存しなければならないことになっていた。これが改正され、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分だけがその保存期間が20年間、その他の部分は5年間に改められた（平成6年4月1日以降作成分から適用する。）。

短期大学の学籍簿は、学籍の記録の部分に相当するので、その保存期間は20年間、健康診断簿等はすべてその他の部分に相当するので、その保存期間は5年間ということになるが、多くの短期大

学では、学籍簿等は永久保存に近い扱いをしているのが実状のようである。

学籍簿等備付表簿は、いつでも利用できるように分類（入学年度、卒業年度、学科、専攻、課程、氏名の 50 音順、学籍番号、異動種別等）しておく必要がある。

学籍簿等の記録内容は、学生ひとりひとりのプライバシーにかかわる事項でもあるので、その利用及び保管に当たっては、特にプライバシー保護の観点から、格別の配慮が必要であることはいうまでもない。

特に、保存期間経過後の取扱いについては、「学校教育法施行規則の一部改正について（通達）」（平成 5 年 7 月 29 日文初高第 202 号）において、「大学、短期大学及び高等専門学校等の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、その他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。」を留意事項としてあげている。

また、従来は手書きによって原本が作成されてきたが、最近はコンピュータを導入して成績処理を行っている短期大学が殆んどで、出力した資料や、入力した資料をそのまま永久保存することも工夫されているが、ハードディスクや光ディスク等の記録媒体と同時に、保存管理の面で技術的にも改良されている。

保管については、細心の注意を要すると同時に不時の災害に備える工夫も必要である。耐震、耐火の構造の書庫や、コンパクトな記録媒体に転写したり、原本と副本を作成するなど、万々に備えて安全対策をたてておくことが大切である。

○学校教育法施行規則の一部改正について（通達）（平成 5 年 7 月 29 日文初高第 202 号）

1 改正の趣旨

今回の改正は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 年 3 月 15 日文科省令第 1 号）の附則（以下「附則」という。）を改正し、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の進学の際の取扱い及びその保存期間について改善を行ったものであること。

2 改正の内容

- (1) 生徒等が進学した場合において、従前は指導要録の抄本を進学先の校長に送付することとしていたが、これを抄本又は写しを送付するよう改め、平成 6 年 4 月 1 日以降に生徒等が進学又は転学した場合から適用すること。（第 12 条の 3 第 2 項及び第 3 項、附則第 2 項関係）
- (2) 指導要録の保存期間について、従前は 20 年間としていたが、これを入学、卒業等の学籍に関する記録以外の記録については 5 年間に改め、高等学校については平成 6 年 4 月 1 日以降に第 1 学年に入学した生徒（学校教育法施行規則第 64 条の 3（現在は 103 条）第 1 項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあっては、同日以降に入学した生徒（同規則第 60 条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る指導要録及びその写しから、大学、短期大学、高等専門学校については、平成 6 年 4 月 1 日以降に作成された指導要録及びその写しから、それぞれ適用すること。（第 15 条第 2 項、附則第 3 項関係）

3 留意事項

- (1) 上記 2 の (1) については、進学先における利用等に配慮して適切に運用されることが望ましいこと。
- (2) 上記 2 の (2) については、平成 5 年 7 月 29 日付け文初高第 162 号「高等学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部生徒指導要録の様式例等の改訂について（通知）」により高等学校の指導要録について、学籍に関する記録と指導に関する記録とを別葉として編成する様式例を示したところであり、高等学校の指導要録の指導に関する記録については、保存期間経過後は生徒の進路の状況等に配慮しつつ、プライバシー保護の観点から適切な時期に廃棄などの措置がとられることが望ましいこと。

また、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、その他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。

第2章 教育課程と履修登録

1. 教育課程（カリキュラム）の意義

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するため、法の定める基準に基づいて、どのような教育内容（授業科目）を、どれだけ（単位数）、どのような方法（履修区分・年次、授業期間・方法等）で教授するかを総合的に組織した学校の教育計画であると定義することができる。

教育課程は、教育内容の領域を教科活動中心に構成するか、教科活動と教科外の経験領域を含めて構成するかによって、教科カリキュラムと経験カリキュラムに区別されている。高等学校までの学校では、後者の立場をとっている。ここでは前者の立場をとる。

2. 教育課程に関する法的規制

(1) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

卒業までに、学生はどのような能力の修得を目指すのか、達成すべき具体的な「学修成果」を設定したものが、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）である。そして、この方針で定めた達成目標を、短期大学士課程教育において実質化・体系化を図らなければならない。その方策・手段が、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）である。教育課程を編成する上で最も重要な課題は、教育目的を達成するためにどのような授業科目を開設し、どのように編成するかである。

短期大学設置基準では、短期大学がその教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することを原則的に義務づけるとともに、体系的に教育課程を編成するに当たっては、教育内容の上で、短期大学が大学教育として必要な専門教育と一般教育等のそれぞれの教育が目指すところに適切に配慮しなければならないことを義務づけている。

教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連しあうかが分かるようにカリキュラム・マップとして図示化をすることでカリキュラム全体をとらえやすくすることができる。

カリキュラム・マップ（作成例）

学科のディプロマ・ポリシー（DP）Ⅰ～Ⅴ

科目	科目の到達目標		◎DP達成に特に重要な目標 ○DP達成に重要な目標 △DP達成に望ましい目標				
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
科目A	「科目A」の到達目標	1	◎				
		2		○	△		◎
		3			○		◎
科目B	「科目B」の到達目標	1		◎		○	
		2			◎	○	
		3	◎				△

○短期大学設置基準

第5条 短期大学は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(2) 教育課程の編成方法

短期大学の教育課程の編成方法については、短期大学設置基準第6条で「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」と規定し、授業科目の履修上の区分を設けて教育課程を編成することを義務づけている。

A. 必修科目と選択科目の区分

必修科目は、教育目的を達成するために、学科・専攻等に所属する全学生が履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、学科・専攻等に必要な共通・基礎的な知識・技能の修得、基礎的能力の育成、体系的学修の達成等をめざすものである。

選択科目は、教育目的を達成するために、特定の科目の中から選択して履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、個性に応じて選択させ、特殊・多様な学修や能力の展開を期待するものである。

なお、必修科目、選択科目の開設比率については特に規制はないので、教育目的に照らして各短期大学で定めることになる。

B. 授業科目の履修年次の区分

各授業科目を各年次に配当して教育課程を編成することを義務づけている。この規定の趣旨は、修業年限の2年間（又は3年間）において、卒業要件単位数を修得するために必要な授業科目の学修時間を各年次に適切に配分するとともに、各授業科目間の内容的継続性・関連性・体系性等（初級・上級、概論・各論、講義・演習又は実習、専門・教養等）に応じて適切に学修できるようにするためであると考えられる。

(3) 単位・単位数

短期大学設置基準は、授業科目の内容に必要とする学修等を示す単位・単位数の計算方法について規定している。

A. 授業科目の単位数

「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。」（第7条）と定めている。

B. 単位数の計算方法

短期大学が単位数を定めるに当たっては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」（第7条）1単位の授業時間数を、短期大学設置基準に定める範囲において、各短期大学が弾力的に定めることができる。

○短期大学設置基準

(単位)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第11条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

C. 卒業の要件

「修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することとする。」(第18条)と規定している。なお、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、いわゆるオンライン授業(短期大学設置基準第11条第2項)を履修することにより修得した単位及び他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位(短期大学設置基準第13条の3)についてはそれぞれ一定の制限が設けられている。

○短期大学設置基準

(卒業の要件)

第18条 卒業の要件は、修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。

2 前項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位(次条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位)を超えないものとする。

3 第1項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては15単位、修業年限が3年の短期大学にあつては23単位(次条の規定により卒業の要件として62単位以上修得することとする短期大学にあつては15単位)を超えないものとする。

D. 単位制と学年制

卒業認定制度に関して、所定の単位数の修得を卒業認定の要件とする制度を単位制といい、学年の区分ごとに学年の課程を定め、全学年の課程の修了を卒業認定の要件とする制度を学年制という。

通常、中学校までは学年制を、高等学校では単位制と学年制を併用し、短期大学では単位制をとっている。

なお、短期大学においても、体系的・段階的学修ができるよう授業科目を年次に配当するとともに、年次ごとに必修単位数や必要修得単位数に限度を設定して指導し、教育効果をあげているところもある。この場合においても単位制のもとでは、原則として留年の制度はない。

(4) 授業期間

「1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。」（第8条）と規定している。

「各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。」（第9条）としている。

しかしながら、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、試験、追試験、再試験、休講のための補講、文化祭、体育祭等を行うので、1年間に35週程度を用意する必要があるということになる。「35週にわたることを原則とする」としているのはそのためである。

知識伝達型の授業から、教員と学生が双方向に意思疎通を図る授業への改善を行うなど、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進するためのものであり、従来から一般的である週1回の講義に限らず、同一科目の週複数回講義等の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービス・ラーニングの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事暦の設定を可能としている。

○短期大学設置基準

（1年間の授業期間）

第8条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第9条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(5) 授業時間

各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め1時間をもって算定の基準としている。

この単位時間については、学校教育法施行規則別表第1及び第2の備考1に、また、学習指導要領の「常例」においても、小学校が45分、中・高等学校が50分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や研究成果から割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における1時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、時間割の編成上、2時間（90分あるいは100分等）単位とし、それを1コマとしている短期大学が多い。

(6) 授業の方法

授業の方法については、短期大学設置基準第11条第1項において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と規定している。

一般的に言えば、講義は教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業方法、演習（ゼミナール）は教員の指導のもとに共同して研究、調査、報告、討論等を行う授業方法、実験、実習又は実技は、それぞれ実験、実習又は実技を主として行う授業方法である。

授業の方法は、授業科目の単位数計算の拠りどころとなっている。

1単位の授業時間数は、授業方法に応じ、その授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、短期大学設置基準に定める時間の範囲で、短期大学が弾力的に定めることができる。授業方法の運用に伴う教育効果や授業時間外に必要な学修などが、単位数計算上正当に評価されるので、授業の教育効果を高めるために、授業方法の併用や演習形式の授業などの積極的な活用が期待されている。

また、短期大学設置基準第 11 条第 2 項では、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業（講義、演習、実験、実習又は実技）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとしている。更に、第 3 項では、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合も、同様であると規定されており、外国においても多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所での授業を可能としている。

次に、第 4 項において、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができると規定している。

○短期大学設置基準

（授業の方法）

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

これは、社会人の再教育の推進や地域社会や産業界との連携交流の強化など、教育研究の多様な取り組みが求められている状況において、これらの要請に短期大学が応えていくためには、活動の拠点をキャンパスの中だけに求めるのではなく、教育研究の内容によってはキャンパス外での展開（サテライト教室）が教育的に有効であるという観点から規定されたものである。

この第 4 項の規定に基づき、文部科学省告示第 51 号（平成 15 年 3 月 31 日）において、社会人等を対象とした授業であること等、次のとおり定められている。

○短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

（平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 51 号）

短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

短期大学設置基準第 11 条第 4 項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 2 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
- 3 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 4 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 昼夜開講制

昼夜開講制とは、時間的制約の多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度で、短期大学設置基準第 12 条に「教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。」と規定されている。

もともとは夜間学科の学生に対し昼間の学修機会を提供するため昼間学科の履修形態の弾力化を制度化したものであるが、文部科学省は短期大学における昼夜開講制の認可に際し、通常の学科が昼夜開講制をとる場合でも、必ず昼間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編制を行うように指導し、「夜間において授業を行う学科」が昼夜開講制をとる場合にも、必ず夜間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編成を行うよう指導している。

なお、昼夜開講制を実施する場合には、専任教員数及び校地面積については、教育に支障のない限度において、面積及び教員数を減ずることができるとされている。

3. 履修指導と履修登録

(1) 履修の意義

学生は入学（在学関係の成立）することによって学修する権利を取得する。短期大学は学生に対し教授（教育）する義務を負う。短期大学の行う授業は教育課程に基づいて行う授業である。学生は学修する権利の行使として、短期大学の行う授業を受けて学修する。授業を受けて学修することを履修という。

学生の在学目的である学修は、短期大学の行う授業を履修することによって実現し、短期大学の行う授業は、学生がこれを履修することによって、その目的を果たすことができる。履修は、学生の行う学修と短期大学の行う授業を成立・実現させる原理的意義をもつ。履修は、学生と短期大学間の在学関係の実現・実践であるともいえる。

短期大学は、授業を履修した者に対してのみ試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができるのである。履修は、授業科目の単位修得の前提条件である。

短期大学が、教育課程に基づいて行う授業を適切に計画・実施するとともに、学生にこれを適切に履修させるため、入学時及び学年（学期）の始めに実施している重要な業務に履修指導及び履修登録がある。

(2) 履修指導

履修指導には、当該短期大学及び学科・専攻の教育課程とその履修に関する全般にわたる指導・案内と、当面の授業実施計画・時間割及び履修科目の登録に関する具体的・実務的な指導・案内がある。

これらの履修指導を含め、学生生活全般にわたって、入学時又は学年始めに集中的・計画的に行っている指導・案内がオリエンテーションである。

A. オリエンテーション

各短期大学は、入学式直後（又は直前）に新入生に対し学生生活全般について指導を行う。これをオリエンテーションと呼んでいる。その目的は、新入生を一日も早く大学生活に適應させる

とともに、学修に関する諸事項を理解させることにある。また、この期間に、オリエンテーション・キャンプや校外宿泊などを実施して教育効果をあげている短期大学もある。

また、オリエンテーションは、教員・職員・学生会代表が共同してあたるのが通例である。

B. 履修指導の内容

オリエンテーション等で行われている学修・履修に関する指導・案内で、一般的に取り上げられている事項は次のとおりである。

- ① 短期大学、学科・専攻の教育目的・目標
- ② 教育課程（授業科目、単位数、必修・選択、年次配当、授業期間等）
- ③ 卒業要件
- ④ 開設授業科目の概要（講義要項）
- ⑤ 履修に関する規程
- ⑥ 試験・成績評価に関する規程
- ⑦ 図書館利用に関する事項
- ⑧ 免許・資格取得に関する事項
- ⑨ 授業実施計画・時間割と履修登録
- ⑩ その他

これらの事項は、学生必携、履修要項、講義要項、学内諸規程、短期大学要覧等資料を示して説明が行われるのが通例である。これらの指導・案内の担当は、教員・職員がその内容により分担しているところが多い。

(3) 履修登録

履修登録とは、学生が短期大学の作成する授業実施計画・時間割の中から、その学年又は学期に履修する授業科目を申請（届出）し、短期大学がそれを確認・承認する手続きである。短期大学にとって、それは授業科目の履修者を確定する手続きである。学生はこれによって授業科目に対する学修意志を表明し、承認を得て初めて、授業科目の履修が可能となる。学生にとっては履修登録が単位修得への出発点である。

短期大学は、これによって各授業科目の履修者及び人数を把握・調整・確定するとともに、履修者名簿を作成し、教室配当を適正に行うことができる。また、未登録者、登録ミス等を処理し、授業科目に対する学生のニーズを把握することができるなど、履修登録は短期大学が授業を適切に実施・運営し、計画する上で極めて重要な業務である。

A. 登録の方法・時期

履修登録は、通常、年度又はセメスターの初めの定められた期間（約 1～2 週間）に当該年度に開設されている授業科目の中から履修しようとする授業科目のすべてを本人自身で登録することが原則である。

その時期については、授業開始前に手続きをする方法と、授業開始後一定期間をおいて手続きをする方法とがある。どちらがよいかは一概にいけないが、1～2 回程度受講して、講義内容の概要あるいは知識を得てから手続きをする後者の方法をとっている短期大学が多い。

B. 登録の変更・訂正

履修登録を受け付けた後は、正当な理由がない限り科目の追加や取消しを認めるべきではない。しかし、履修登録を相当慎重に行った場合でも、学生の思い違いや書き違いによる登録ミス

がどうしても発生する。したがって、履修規程に照らして、誤記入あるいは記入内容に誤りがないかどうかを点検する必要がある。特に卒業年次の学生に対しては、卒業要件を満たしているか否かについて十分な点検を要する。この他、授業になじめないとか、ついていけない等の理由で変更を申し出る学生もいるが、いずれにしても履修登録に関する諸規程に照らしてできるだけ速やかに指導し、変更手続を行う必要がある。

なお、未登録者については、速やかに該当者を調査・把握することにつとめ、学修継続意志の確認をするなど適切な対応と措置を講じなければならない。

C. 登録の制限

授業を適切に運営・実施するため、履修登録上制限されている事項に、授業科目、単位数及び学生数に関するものがある。

① 授業科目に関する制限

授業の実施計画・時間割は、学科・専攻ごとに、年次別・学期別・クラス別に編成される場合が多い。この場合において、他クラス、他学科、他年次に開設される授業科目の登録は、原則として認められないのが通常である。

また、同一時間帯に開設されている複数の授業科目の登録、いわゆる二重登録は認められていない。

② 履修単位数の制限（キャップ制）

単位制の実質化、各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、学生が各学期で履修する科目の単位数の上限を定めるよう努めなければならないと短期大学設置基準に示されている。

○短期大学設置基準

第 13 条の 2 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

③ 履修学生数の制限

授業科目の内容、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件により、少人数の授業を必要とする授業科目の場合や、選択科目において受講学生数の調整を必要とする場合などにおいて、履修学生数を制限することがある。

これらの場合、学生数の制限・調整の方法として、先着順、抽選、クラス指定、面接、試験等があり、学生間の公平を期すこととともに教育効果をあげるという観点を重視して行われている。

D. 登録後の調査と処理

授業運営を適切に行うために、履修登録の完了を待って次の事項を処理する。

① 授業科目・教員別の受講者数調査

受講者名簿作成の基礎資料となるので、的確・迅速に処理する必要がある。

② 教室の適正な配当

当初の教室配当は、ある程度の予測で計画・立案されたものである。したがって、履修登録により受講者数が明らかになったら、教育効果や教室の有効利用の観点から見直し、変更を要する場合には早急に措置する。

この他、付帯施設・設備、教育機器等の貸出と管理、教材や資材の作成等についても同様である。

③ 未登録者への対応

未登録者は、単なる本人の忘失とか届出ミスの場合と、何らかの理由があって登録手続きを行っていない場合とがある。前者については、改めて履修指導の上必要があれば変更登録をさせることになる。後者については、事情聴取の上学修継続意志の確認をし、場合によっては休・退学を勧告することになるが、その指導にあたっては次のような留意が肝要である。

1 つは、その理由が身体的・精神的なものによる場合である。医師・カウンセラーによる診断をもとに、クラス担任・保証人と連携をとりながら、学修の継続について協議する。

いま 1 つは、経済的理由により学修の継続が阻害されている場合である。各種奨学金貸与や授業料徴収猶予の可否、アルバイトの斡旋など、学生課や厚生課と連携をとって指導にあたらなければならない。

第3章 授業と試験

1. 授業の意義

短期大学における教育は、正規の授業と課外活動との相乗効果によってその目的が達成されることとはいうまでもないが、大学生活の諸活動のうち、授業は学校教育の根幹であり、その占める割合は最も大きく、大学生活の中心となっている。

このように、大学生活の中心である授業は、教員と学生が学問を通じて人格的に触れ合う場であるとともに、人間形成上必要とされている知識・技能・態度などを、教員の研究成果を通して計画的に伝達し、教育し、訓練し、開発していくことがその目的である。したがって、教員の熱意と学生の自主的な探究心とがあいまって、その成果が得られることになる。そのために必要とされる施設・設備等を整備することは、授業を補完する上で重要な要件となる。

授業は、授業科目の性質・内容により、さまざまな形態で行われるが、短期大学設置基準第11条で「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」としている。実際には、単一的な方法ばかりでなく、それらの組合せ（併用）による場合も多い。

質保証の観点から平成24年8月の中央教育審議会答申では能動的学修（アクティブ・ラーニング）の重要性について触れ、「学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。」としている。

授業の期間、方法等については、「第2章2.教育課程に関する法的規制」（4）～（6）参照。

2. クラス規模

1つの授業科目について同時に授業を行う学生数、すなわちクラスの適正規模については、短期大学設置基準では人数を明示していない。これは授業の方法や教室の広さ、視聴覚機器等の整備状況その他教育上の諸条件をそれぞれの短期大学が慎重に考慮し、教育の効果がより一層高められるような適当な人数とするよう、自主的な判断が求められているものと考えられる。

なお、各種資格の養成課程においては、定められた人数制限がある場合に留意する。

○短期大学設置基準

（授業を行う学生数）

第10条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

3. 教育機器

教育工学の発達に伴って板書も大いに改善されるとともに、教員が教育機器を利用する機会がますます多くなってきた。一般的な教育機器として、パソコン、プロジェクター、教材提示装置、DVD／ブルーレイディスクプレーヤーなどがある。更に、電子黒板、タブレット端末等の様々なICT機器の活用により、次のような効果が期待できる。

- ① 学生の学習意欲を向上させることができる

② 教授内容を、早く、正しく理解させることができる

③ 授業運営の効率を高めることができる

このことに伴い、ICT機器の管理・運用等を行うシステムセンター等を設置し、専任の教員・職員を配置する大学が増えている。

また、短期大学設置基準第11条第2項に「短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」とあり、授業の方法も多様化している。

4. シラバスの作成

シラバスは、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となり、授業・学修内容の充実を図るためには不可欠なものである。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

一般に、授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されている。また、教育課程の体系化の観点から、シラバスの内容についてディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）やカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）、他授業との関連性について第三者による点検を行うなど、授業の工程表として機能するように作成される必要がある。

なお、シラバスには、以下の内容を明記する。

- ・ 準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間
- ・ 課題（試験やレポート等）に対するフィードバックの方法
- ・ 授業における学修の到達目標及び成績評価の方法・基準
- ・ ディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連
- ・ 当該授業科目の教育課程内の位置づけや水準を表す数字や記号（ナンバリングを含む）

5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講

学修のために学生は授業に出席しなければならない。出席は単位修得の大前提であり、授業実施時間数の3分の2以上の出席を義務づけている短期大学が多い。成績との相関がきわめて高いことを考えあわせれば当然のことといえよう。

なお、遅刻・早退についても教育上の観点から厳しく指導している短期大学もある。出欠席調査は各短期大学によってそれぞれ異なるが、

① 全科目とも担当教員

② 少人数クラスは担当教員、多人数クラスは助手又は教務職員

による呼名その他、電子機器を活用するなど種々の方法がある。

また、教員は、やむを得ない事情により休講した場合には、短期大学設置基準で定められている授業時間の確保のために、当該休講に対する補講を必ず実施すべきである。補講の実施については、通常の授業時間帯の空き時間、補講期間、土曜日等を活用して実施する機会が多い。

近年では、オンラインでの授業が補講の形態とされていることも増えており、オンラインで実施することが可能となっている。

6. 試験の目的

試験は、単位制度の趣旨に基づくものであり、短期大学は授業科目の種類にかかわらず、原則として、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることになっている。

試験は、教員にとっては学生の授業の理解度及び到達度を測り評価する手段であり、学生はその評価により学修成果を知ることになる。しかも、その評価は短期大学が社会的に責任を持つものであり、その意義は大きい。

○短期大学設置基準

(単位の授与)

第13条 短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。ただし、第7条第3項の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

7. 試験の方法と種類

試験は、通常多くの短期大学で、筆記、レポート、口述、実技、作品等によって行われている。設置基準では、「短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。」としているが、この場合の〈試験〉とは、履修した授業科目についての到達度を判定するための方法の意味であり、筆記試験、レポート、実技テスト等が含まれる。いずれにしても何らかの判定方法が必要であり、単に日ごろの授業態度や出席状況だけで単位を与えることはできないものと考えられる。

試験には、定期試験、平常の授業時間中の試験、追試験、再試験などがある。

① 定期試験

学年暦に定められた学期末・学年末の一定期間に行う試験であり、現状では最も重要な試験である。

② 平常の授業時間中の試験

授業担当教員が必要に応じ、随時行う試験である。

③ 追試験

病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する試験であって、診断書など欠席の理由を証明できる書類を添えた願書によって許可される試験である。やむを得ない理由ということについては、予想される事柄をあらかじめ指導しておくことが必要である。

④ 再試験

試験の結果不合格になった科目について、再度試験を行う制度である。この試験は、学生に権利があるのではなく、あくまでも科目担当者の判断であり、教授会の判断である。したがって、再試験については、何らかの制限を付している短期大学が多い。

本来、不合格科目は次年度等に再履修が望ましい。その意味からも再試験については、試験規程にその資格や基準を定めておく必要がある。

8. 試験の実施時期

定期試験を行う時期は、学年暦で定められているのが通常である。前期定期試験は夏期休暇前に実施している短期大学が多く、また、後期定期試験は入学試験日程との関係もあり、1月末から2月上旬までに実施する短期大学が多い。ただし、前・後期の授業時間数の確保を十分配慮した学年暦策定が必要である。

9. 試験の実施手順（定期試験を中心に）

定期試験の日程は学年暦に定められており、その期間は1～2週間、1日当たりの実施科目は3科目、1科目の試験時間は60～90分という短期大学が多い。

① 試験実施の方法

試験実施の約1か月前に、科目担当者に日程を通知し、試験方法について文書で照会する。照会内容は、試験の有無（平常試験もあるので）、筆記試験・レポートの別、テキスト・ノート等の持ち込みの可否、試験時間、その他特定事項である。

② 試験問題の作成、印刷及び保管

レポートによる場合は、課題、枚数、提出期日について指示をもとめる。また、筆記試験による場合は、一定期間内に試験問題を提出してもらい、これを印刷し、安全な場所に保管する。

③ 試験時間割の作成

筆記試験を実施する科目について、試験時間割を編成し、試験実施の約2週間前までに発表する。この際、レポートによる試験についても、課題、枚数、提出期日を発表する。

④ 試験監督の決定

試験は授業の一環であることから、その監督には科目担当者があたることが原則である。しかし、多人数クラスの場合、教室を分けて試験する場合、特殊の事情がある場合は、他の教員や職員が協力することになるので、受験者数や監督方法を考慮の上監督者を決定する。

短期大学によっては、教員に代わって助手や職員が試験監督に当たることもあるが、授業の一環という観点から、科目担当者を軸にした協力態勢があるべき姿であろう。

⑤ 試験答案の処理

試験終了後、答案を確認・整理した上でそれを綴り、採点簿、採点日程とともに科目担当者に手渡すか郵送する。

また、採点については近年ではシステム化が進み学内システムや専用のソフトウェアを使用することが多い。

10. 不正行為

試験監督者は、試験中の巡回を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意することが肝要であるが、不正行為が発生した場合に備え、あらかじめその内容については学生に明示しておく必要がある。万一不正行為があった場合は、その事実を確認したうえで、厳正かつ適切な処分が求められ、時には懲戒とすることもある。処分内容は、不正行為の程度の軽重及び各短期大学の教育方針等により異なるが、常に教育的な配慮の元に行われるべきものである。

第4章 成績評価と単位の認定

成績は、学生が履修（学修）した授業科目について、理解の程度を具体的に知るために試験を行った結果の評価であり、その学生の理解の程度（到達度）を表わすものである。

科目担当者が評価したものは、公的な記録として書類（成績原簿）に記載される。若しくはデータとして記録される。

1. 成績評価と単位認定

単位の授与について、短期大学設置基準第13条では、「1の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。」と定めている。

短期大学は、必要な授業科目を履修した者に対して試験※を行って成績を評価する。

各授業科目の単位の認定は、科目担当者の評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。また、成績評価の方法・基準は、シラバスやルーブリック等により、学生に対し明示する必要がある。

各授業科目の単位が認定され累積されて卒業要件単位を充足した学生は、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

※ 試験の方法と種類については「第3章 7. 試験の方法と種類」参照。

2. 成績評価の表示方法

学生の成績評価は点数や記号等で表示されているが、法的には規制はなく、各短期大学によって異なっている。現在、以下に述べる4つの表示方法がとられていると思われる。

(1) 点数で表示する方法

この方法には、次の2つの場合が考えられる。

- ① 科目担当者から事務担当者に点数で報告される。原簿にも点数で記入（コンピュータに入力）し、成績証明書、成績通知書にも点数で表示する方法。
- ② 点数から記号にかえて表示する方法であるが、科目担当者から事務担当者には点数で報告され、原簿への転記（コンピュータ入力）の際、又は成績証明書及び成績通知書発行のとき記号に変える（秀、優、良、可、不可又は S、A、B、C、D、若しくは P、F 等）。

(2) 記号で表示する方法

科目担当者から事務担当者に記号で報告され処理される方法。記号は、優、良、可又は A、B、C 等である。

この方法は、点数による表示方法と比較して事務処理が能率的であると思われる。

(3) 合否で表示する方法

単位が修得できたか否かを「合・否」で表示する方法で、一般に言われるような成績評価の表示とは異なる。短期大学では単位制をとっていることから最も簡明であるが、学修の成果をはっきり表わしているとは言えない。

(4) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）で表示する方法

アメリカで一般的に普及している成績評価制度で、大学審議会の答申（1998 年）でも、厳格な成績評価の具体策としてあげている。A、B、C、D等にランク付けされた評価に、そのランクに配された点数をもとに総合的な平均成績（GPA）を計算する方法。なお、不可となった科目も平均点に算入するのが一般的である。

GPA制度は、各短期大学によって違いはあるものの、GPAによって次学期に履修できる単位の上限が変動したり、あるいは次の学年への進級の可否に使われたり、あるいは卒業制限、退学勧告の基準となることもある。

具体的な運用には、アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援を行う必要がある。教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、その後の改善に生かすなどの組織的な対応も求められる。

本協会の「私立短期大学教務関係調査」によるとGPAを導入している短期大学での活用例としては、奨学金の採用、学習の指導、表彰制度に活用されている例が多い。

3. 成績の通知

学修成果の確認の観点から、学生への成績通知方法については、①成績通知書を学生へ直接配付する ②郵送する また最近では③学生がWebで確認する などの方法がとられている。また本人と保証人等両者に通知する場合も多くなっている。日常の学修状況について学生本人が確認することはもとより、保証人等の協力を得ながら短期大学での学修を成果のあるものに繋げるよう、履修指導の充実が必要となっている。

4. 成績の記録と保存

それぞれの科目担当者から報告された評価は記録し保存されなければならない。成績原簿に記録するなど、事後の作業は各短期大学の組織、規模、所管部署等により、また、電算化の程度によって異なるが、各短期大学で十分工夫されなければならない。

保存については、各短期大学の文書保存規程等によって保存・管理すべきである。

保存の方法としては、各部署で関係書類を保存する方法、集中して防火設備等を有する場所に一括保存する方法がある。しかし、これもまた各短期大学の施設・設備等によって異なるが、いずれにせよ保存に万全を期すことが必要である。そのためには複本（CD、DVD、HDD）などにより別途保存することも 1 つの方法である。また保存期間については、学校教育法施行規則に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第 28 条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

（第一～三号略）

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

（第五～七号略）

2 前項の表簿（第 24 条第 2 項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5 年間、保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20 年間とする。

3 （略）

5. 単位互換制度に伴う単位認定

他の短期大学又は大学との単位互換は、短期大学設置基準の改正（昭和 57 年 3 月 23 日文部省令第 2 号）により実施されることとなり、さらに、同基準の改正（平成 3 年 6 月 3 日文部省令第 28 号、平成 11 年 3 月 31 日文部省令第 19 号及び平成 13 年 3 月 30 日文部科学省令第 46 号、平成 30 年文部科学省令第 1 号、令和 3 年文部科学省令第 9 号）がなされた。その条文は次のとおりである。

○短期大学設置基準（平成 30 年 1 月 26 日公布、令和 5 年 7 月 31 日施行）

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学に留学する場合、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

また、「短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）」（昭和 57 年 3 月 23 日文科大技第 108 号）の「Ⅱ 改正の要旨及び留意点」には、次のとおり記されている。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等

- (1) （略）
- (2) 今回の改正による措置は、学生が他の短期大学等において授業科目を履修することが教育上有益であると短期大学が判断した場合に実施できるものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは学科において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の短期大学等の授業科目をもって代替させるような取扱いを容認するものではないこと。
- (3) 短期大学は実施に当たっては、あらかじめ当該他の短期大学等との間に、履修できる授業科目の範囲、対象とする学生数、単位の認定の方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。
- (4) 学生の他の短期大学等での履修に係る単位の修得の認定を行うに当たっては、短期大学は、当該他の短期大学等において認定された単位について、相互に協議しその定めるところにより認定するものとする。
- (5) 学生が他の短期大学等において履修している場合における当該他の短期大学等での学生の身分の取扱い等については、当該他の短期大学等において「特別聴講学生」としてその取扱いを定めることが適当であること。
- (6) （略）

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

- (1) 留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

- (2) (略)
- (3) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。
- (4) 学生の留学に関する取扱いについては、原則として 1 の (2) 及び (3) に準ずるものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の短期大学等との事前の協議を行うことが困難な場合には、当該短期大学等との事前の協議を欠くことも差し支えないこと。
- (5) (1) によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また、当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。
- (6) (略)

○大学間相互単位互換協定に基づき国立大学における授業科目を履修する公立又は私立の特別聴講学生に対する授業料の取扱いについて（通知）

国立大学において授業科目を履修する公立又は私立の学生に対する学生納付金については、昭和 57 年 4 月 1 日付け文大生第 124 号文部事務次官通達「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について」により、入学科及び検定料は徴収せず、授業料は聴講生と同額を徴収することとして取り扱われていたが、「大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項」による場合は、授業料も徴収しないものとして行うことができることとなった。

この取扱いは、大学間相互単位互換協定に基づき、他の大学の授業科目を履修する者に対し、授業料を相互に不徴収とすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に資することを目的としたもので、次の事項に留意して行われることとなった。

- ① 国立大学が公立又は私立の大学と締結する大学間相互単位互換協定によるものを対象とすること。
- ② 授業料が相互に不徴収であるものを対象とすること。
- ③ この実施要項による不徴収の取扱は、平成 9 年度から実施するものであること。

6. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定

短期大学設置基準第 14 条における短期大学・大学の正規課程での学修によるいわゆる単位互換のほか、新たにこれ以外の教育施設等における学修に対しても単位の認定が可能である。

○短期大学設置基準（平成 30 年 1 月 26 日公布、令和 7 年 7 月 31 日施行）

（大学以外の教育施設等における学修）

第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が 2 年の短期大学にあつては前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあつては前条第 1 項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 46 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあつては 30 単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準第 15 条第 1 項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

（平成 3 年 6 月 5 日文部省告示第 69 号 最終改正 平成 28 年 3 月 30 日 文科告第 62 号）

短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 15 条第 1 項の規定により、短期大学が単位を考慮することのできる学修を次のように定め、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

- 一 大学の専攻科における学修
- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 58 条の 2（同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 三 高等専門学校の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 五 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛大学校
 - ロ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧職業訓練法（昭和 33 年法律第 133 号）による中央職業訓練所及び職業訓練大学校、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 56 号）による改正前の職業訓練法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校並びに職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 45 号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）
 - ハ 独立行政法人水産大学校法（平成 11 年法律第 191 号）による独立行政法人水産大学校（旧水産庁設置法（昭和 23 年法律第 78 号）による水産講習所並びに旧農林水産省設置法（昭和 24 年法律第 153 号）、旧農林水産省組織令（昭和 27 年政令第 389 号）及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 12 年政令第 333 号）による改正前の農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）による水産大学校を含む。）
 - ニ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）による国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 58 号）による改正前の厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）による国立看護大学校を含む。）
 - ホ 国土交通省組織令（平成 12 年政令第 255 号）による気象大学校（旧運輸省設置法（昭和 24 年法律第 157 号）及び旧運輸省組織令（昭和 59 年政令第 175 号）による気象大学校を含む。）及び海上保安大学校（旧運輸省組織令による海上保安大学校を含む。）
- 六 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）別表第三備考第六号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学が行う講習又は公開講座における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 七 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 八 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 九 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 十 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成 12 年文部省令第 25 号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に担当する水準を有すると認めたもの

十一 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。

ロ 審査の内容が、学校教育法第108条第1項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

7. 既修得単位の認定

学生が入学する前に短期大学又は大学において修得した単位（既修得単位）の取扱いについて、短期大学設置基準では次のとおり定めている。なお、平成30年1月26日公布（平成31年4月1日施行）の短期大学設置基準改正で、短期大学の機能強化として、社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するよう、実務の経験を有する者が短期大学に入学する場合に、当該実務経験を通じた能力修得への単位認定を行える仕組みが整備された。

○短期大学設置基準（平成30年1月26日公布、令和5年7月31日施行）

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に大学において履修した授業科目について修得した単位（第17条第1項及び第2項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第14条第2項の場合について準用する。

3 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

4 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力（当該短期大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目（職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。）の履修とみなし、修業年限が2年の短期大学にあつては15単位を、修業年限が3年の短期大学にあつては23単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては15単位）を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

5 前4項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位（第13条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第14条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあつては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項において準用する同条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあつては、45単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、53単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては45単位）を超えないものとする。

これを実際に施行するに当たっては、ガイダンスの際に、当該学生にこの制度を周知させるとともに、認定ができるということであって、認定しなければならないということではないので、教育上有益であるかどうかについて十分配慮しなければならない。

8. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定

短期大学における授業の方法は、講義、演習や実験、実習、実技など、いずれも直接の対面授業で行うことが想定されていたが、情報通信技術の進展に伴い、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、面接授業に相当する教育効果を有する授業を「メディアを利用して行う授業」として位置付けられた。

授業はインターネットなどを活用して、教室以外の場所で同時かつ双方向に行われ、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ持ち、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものについて単位の認定が可能となった。

○短期大学設置基準

(授業の方法)

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(卒業の要件)

第18条 卒業の要件は、修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。

2 前項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（次条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えないものとする。

3 第1項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第13条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位（次条の規定により卒業の要件として62単位以上修得することとする短期大学にあっては15単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準第 11 条第 2 項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件 (平成 13 年文部科学省告示第 52 号 最終改正 平成 19 年 7 月 31 日文科告 114)

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、短期大学において、短期大学設置基準第十一条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

1 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（短期大学設置基準第十七条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の

職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの

- 2 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第5章 卒 業

1. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

これまでも、大学教育について、学位の取得を目指す学生の視点に立って、学位取得のために求められる知識・能力をあらかじめ明示し、学生が当該知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備すること、さらにこれらを踏まえ、どのように入学者を受け入れるかの方針を定める（三つのポリシーの策定）ことが必要であると提言されてきている。その中で、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の指標となるものとされている。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の策定に当たっては、各大学の教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能するよう、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化すること、「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定すること、について留意しなければならない。

2. 卒業の決定及び学位の授与

平成4年度に学校教育法の改正により、短期大学卒業者に対して「準学士」という称号が創設された。また、過去の卒業者についても適用されることとなった。

その後、平成17年に学校教育法の一部改正があり、平成17年10月1日から短期大学卒業者にも、「短期大学士」の学位を授与することができることになった。

卒業の決定及び学位の授与について、学校教育法は次のとおり定めている。

○学校教育法

第93条 大学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 （略）

4 （略）

第104条 （略）

5 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

附則（平成17年7月15日法律 第83号）

1 （略）

2 （略）

（短期大学士の学位に関する経過措置）

- 3 この法律による改正前の学校教育法第108条の2第7項の規定による準学士の称号は、この法律による改正後の学校教育法第104条第3項の規定による短期大学士の学位とみなす。

3. 卒業のための最低必要条件

卒業の要件については、短期大学設置基準に次の定めがある。第2章の「教育課程と履修登録」でも関係条文としてとりあげたが、ここに改めて再掲する。

○短期大学設置基準

(卒業の要件)

第18条 卒業の要件は、修業年限が2年の短期大学においては62単位以上を、修業年限が3年の短期大学においては93単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。

2 前項又は第35条の7第1項若しくは第2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（次条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えないものとする。

3 (略)

(夜間学科等についての卒業の要件の特例)

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第1項の規定にかかわらず、62単位以上を修得することのほか、当該短期大学が定めることとする。

4. 卒業要件単位数の上限

卒業要件単位数の上限については、次のように考えられる。

短期大学の卒業要件は62単位以上を修得することとされているが、卒業要件単位は何単位まで増加できるか、卒業要件単位の上限については設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。学修時間との関係から問題があろう。すなわち講義、演習、実験・実習の別にかかわらず1単位は教室外の学修時間を含めて45時間と定められており、教室内の学修時間が余りに過密になれば自学自習の余裕がなくなり設置基準で定める単位制の趣旨に沿わないことになる。

各短期大学で具体的な卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、設置基準に則って適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましい。通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の限度とするのが適当であろう。

5. 卒業の期日

卒業の決定は学長が行うこととされているが（学校教育法第93条）、その効果が発生する日は、通常、卒業証書・学位記の日付と考えられる。また、学籍簿に記入するのもこの日であるといえる。卒業期日をいつにするかについては、原則として3月31日となるが、各短期大学の事情によってある程度早めても差し支えないと考えられる（「第1章2.学籍の記録（2）卒業」参照）。

6. 学年途中での卒業認定

学校教育法施行規則第 163 条は次のとおりとなっている。

○学校教育法施行規則

第 163 条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

すなわち、学年の途中であっても、学期始めでの入学や学期末での卒業を認めることができる。なお、これを行う場合は、学則にその旨を規定する必要がある。また、通年科目が多いカリキュラムの時はこの面での対応を考えておかなければならない。

7. 大学改革支援・学位授与機構による学位の授与

大学改革支援・学位授与機構は、国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）に基づき平成 3 年 7 月 1 日に学位授与機構が設置され、平成 12 年 4 月 1 日から大学評価・学位授与機構と改められた国の機関であった。

その後、高等教育改革の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び独立行政法人通則法の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に名称を独立行政法人大学評価・学位授与機構とする独立行政法人となり、平成 28 年 4 月 1 日、独立行政法人国立大学財務・経営センターと統合、大学改革支援・学位授与機構が設立された。

この機構の業務の内、短期大学運営にかかわる主な業務は次のとおりである。

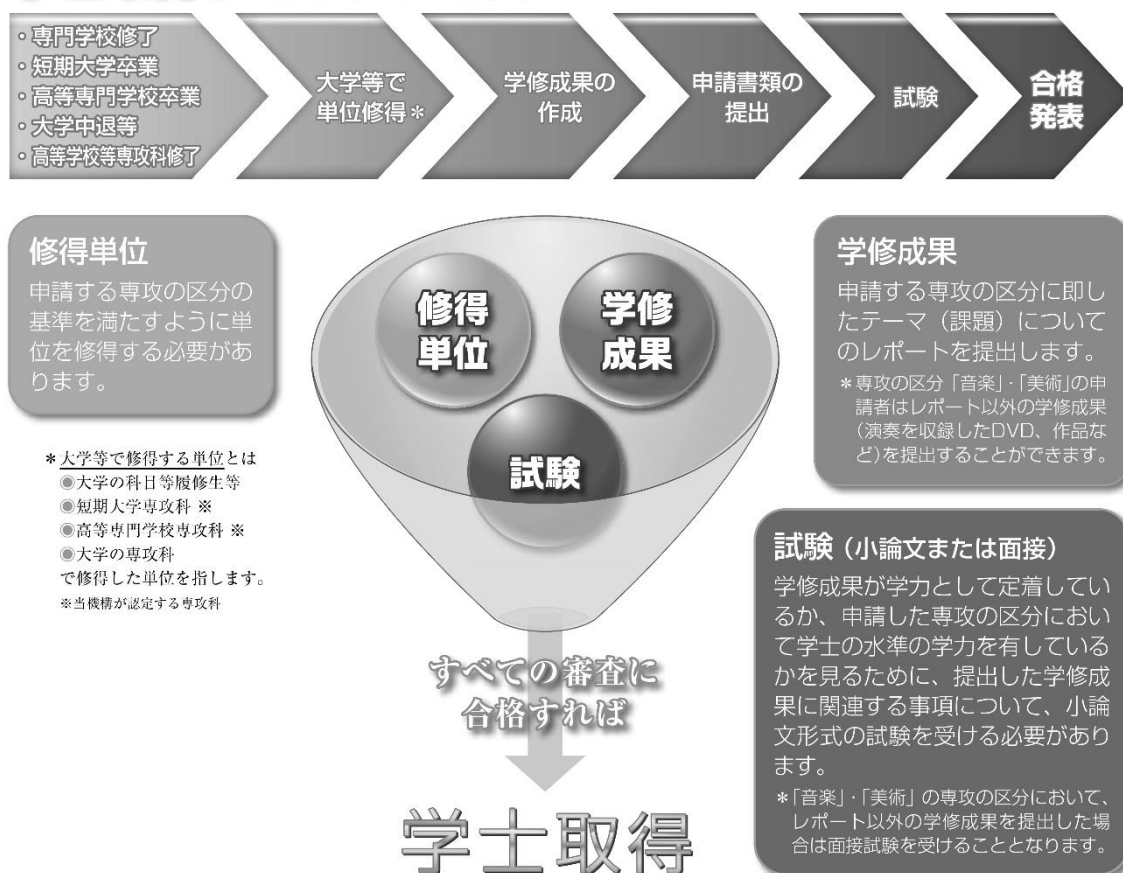
- 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。
- 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 内外の高等教育機関の入学資格及び学位その他これに準ずるものに関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

上記業務のうち、学位の授与に関する概要は、以下のとおりである。

機構の行う学位の授与には次の 2 種類がある。

- ① 短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者（専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 82 条の 10 の規定により大学に編入学することができるもの。）等が大学等において更に一定の学修を行った場合の学士の学位の授与。
- ② 大学改革支援・学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与。

学士取得までのプロセス



独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構リーフレット「学士をめざそう！」から抜粋

○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年4月1日規則第28号、平成31年4月9日改正）

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学士の学位の授与については、別に定めるものを除き、この規定の定めるところによる。

（学士の学位授与の要件）

第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者（大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学する者を除く。）で、機構の行う修得単位及び学修成果（専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。）についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適当と認めるときは、試験を行わないことができる。

- 一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む）又は高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）
- 二 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用するものとする場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの

四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの

五 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者
(単位の修得方法等)

第 3 条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

一 2 年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、次に掲げる者の場合にあっては、1 年以上にわたって、3 1 単位以上を修得すること。

イ 修業年限 3 年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学及び専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第27条に規定する専門職短期大学を除く。）を卒業した者

ロ 修業年限 3 年の専門職大学の前期課程（専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第30条第 3 項に規定する専門職大学の前期課程を除く。）を修了した者

ハ 修業年限 3 年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2, 550単位時間以上若しくは課程の修了に必要な総単位数が93単位以上の専修学校の専門課程を修了した者

二 その他イからハまでに掲げる者と同等以上と機構が認める者

二 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。

三 前号の専攻に係る単位数は、第 1 号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学（専門職大学の前期課程を含む）、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62 単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

(学士の学位授与の申請)

第 4 条 第 2 条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料 32, 000 円を添え、4 月又は 10 月の機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。

一 第 2 条各号の一に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書

二 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書

三 学修成果

2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

(審査の付託)

第 5 条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、学位審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

(学士の学位授与の審査)

第 6 条 前条の規定により審査の付託があったときは、学位審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

- 2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。
- 3 専門委員会は、第1項の審査及び試験が終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の学位審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式により学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

以下、第8条 (専攻分野の名称) (略)

第9条 (学位の名称) (略)

第10条 (学位授与の取消し) (略)

第11条 (その他) (略)

○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

(平成26年4月1日規則第1号、令和5年9月12日改正)

(趣旨)

第1条 短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関する規則(平成16年規則第29号。以下「専攻科認定規則」という。)第2条の規定に基づき認定された専攻科(以下「認定専攻科」という。)のうち、この規則に定める要件を満たすものとして学士の学位の授与に係る特例の適用認定を受けた専攻科(以下「特例適用専攻科」という。)の最終学年に在学し当該学年末に修了の見込みの者(以下「修了見込み者」という。)からの申請に係る学士の学位の授与については、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則(平成16年規則第28号。以下「1項学士規則」という。)の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位は、1項学士規則第2条各号の一に該当する者(以下「基礎資格を有する者」という。)で、専攻科を修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)の行う修得単位の審査及び次項に規定する学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格した者に授与するものとする。

- 2 学修総まとめ科目は、当該申請者の学修を総括することを目的とし、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探究の成果を、論文又は演奏・創作若しくは作品を評価して単位を授与する授業科目で、特例適用専攻科の最終学年に開設され、別に定める基準に該当すると認められた授業科目をいう。

(単位の修得方法等)

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、1項学士規則第3条に規定する単位を修得しなければならない。

- 2 前項の単位の修得にあたっては、次の各号に掲げる単位を修得するものとする。ただし、第1号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含まないものとし、第2号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含めることができるものとする。

一 専門的な内容の授業科目(以下「専門科目」という。)の単位と専門に関連する授業科目の単位とをあわせて40単位以上(修業年限3年の短期大学(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する短期大学を除く。以下同じ。)に置かれる認定専攻科にあつては、20単位以上)

二 専門科目31単位以上(修業年限3年の短期大学に置かれる認定専攻科にあつては、16単位以上)

- 3 前2項の単位の修得にあたっては、1項学士規則第3条第1項第1号に規定する単位の全てを在学する専攻科において修得しなければならない。

第4条 (学士の学位授与の申請) (略)

(1 項学士規則の準用)

第 5 条 1 項学士規則第 5 条から第 10 条まで（第 6 条第 2 項を除く。）の規定は、この規則による学士の学位授与について準用する。この場合において、同規則第 6 条第 1 項中「及び学修成果についての審査並びに試験」とあるのは「並びに学修総まとめ科目履修計画書及び成果の要旨等についての審査」と、同項及び同条第 3 項中「審査及び試験」とあるのは「審査」と読み替えるものとする。

(特例適用専攻科の要件)

第 6 条 機構は、認定専攻科のうち、次の各号に該当すると認められる場合は、当該専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請について、この規則に基づく特例を認める。

- 一 短期大学又は高等専門学校学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部 4 年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単位の審査の基準と適合性を有していること。
- 二 専攻科の最終学年に置かれた授業科目において学修総まとめ科目が設定されており、かつ、当該専攻科の修了要件とされていること。
- 三 専攻科で開設する授業科目のうち学修総まとめ科目については、原則として短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）又は高等専門学校設置基準（昭和 36 年文部省令第 23 号）に定める基幹教員（専ら当該短期大学又は高等専門学校の教育研究に従事する者に限る。）が指導を担当するものとし、当該指導教員が大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める教授又は准教授の資格に相当する資格を有し、かつ、自らが研究に携わり、学修総まとめ科目の主旨に基づく教育指導を行う能力を有していること。
- 四 学修総まとめ科目の成績評価の基準と方法を定め、学生に対してこれをあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価が行われていること。

(特例の適用認定の申出の手続き)

第 7 条 特例の適用認定を受けようとする認定専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者（国又は地方公共団体の場合にあつては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。）は、特例の適用認定を受けようとする年度の前年度の 4 月 30 日までに、特例適用認定申出書に別に定める書類を添えて、機構長に申し出るものとする。

2 (略)

第 8 条 (特例の適用認定の申出の要件) (略)

第 9 条 (特例の適用認定の審査) (略)

(特例の適用認定の通知)

第 10 条 機構長は、前条第 4 項の規定による学位審査会の報告に基づいて特例の適用認定の可否を決定し、その旨を適用認定を受けようとする年度の前年度の 10 月 31 日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に通知するものとする。

2 (略)

第 11 条 (変更の届出) (略)

第 12 条 (教育の実施状況の審査) (略)

第 13 条 (特例適用専攻科の取消し) (略)

第 14 条 (その他) (略)

附 則 (令和 5 年 9 月 12 日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年度に行おうとする特例の適用認定の申出については、短期大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

3 この規則の施行の際現に認定されている短期大学及び高等専門学校に対する改正後の第 6 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする特例の適用認定の申出をする場合には、当該認定の申出に係る短期大学又は高等専門学校については、この規則による改正後の第6条第1項第3号の規定を適用する。

○短期大学設置基準別表第1（第22条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

学科の属する分野の区分	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係（看護学関係）	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- この表に定める教員数の3割以上は教授とすることとし、4分の3以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員とする（ロの表において同じ。）。
- この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科（他の短期大学若しくは専門職短期大学に置かれる学科又は大学（短期大学及び専門職短期大学を除く。）に置かれる学部を含む。以下この号及び第四号において同じ。）において、それぞれ一年につき8単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の4分の1の範囲内で算入することができる。

- 3 この表の入学定員及び基幹教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び基幹教員数とする。
- 4 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その 2 割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、第 2 号ただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の 4 分の 1 を超えないものとする。
- 5 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあつては、同一分野に属する学科が 1 学科の場合については 100 人につき 1 人を、同一分野に属する学科を 2 以上置く場合については 150 人につき 1 人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が 1 学科の場合については 50 人につき 1 人を、同一分野に属する学科を 2 以上置く場合については 80 人につき 1 人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が 1 学科の場合及び同一分野に属する学科を 2 以上置く場合については 50 人につき 1 人を、それぞれ増加するものとする。
- 6 修業年限が 3 年の短期大学の学科については、この表に定める基幹教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した基幹教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める基幹教員数の 3 割に相当する数を加えたものとする。
- 7 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の基幹教員数は、この表に定める基幹教員数の 3 分の 1 以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数とし、当該昼間学科等の基幹教員数はこの表に定める教員数の 3 分の 1 以上とする（ロの表において同じ。）。
- 8 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める基幹教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。
- 9 看護に関する学科において修業年限が 2 年の学科と修業年限が 3 年の学科とを併せ置く場合は、修業年限が 2 年の学科にあつては、入学定員が 100 人までの場合は 2 人を、100 人を超える場合は 3 人を、修業年限が 3 年の学科にあつては、第四号により算定した基幹教員数から 3 人を減ずることができる。
- 10 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の基幹教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数

入 学 定 員	50 人まで	150 人まで	250 人まで	400 人まで	600 人まで
教 員 数	2	3	4	5	6

備考

- 1 入学定員が 600 人を超える場合には、この表に定める基幹教員数に、入学定員 200 人につき基幹教員 1 人を加えるものとする。
- 2 この表に定める基幹教員数には、イの表の基幹教員数に算入した基幹教員の数を算入しないものとする。
- 3 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その 2 割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、専ら当該短期大学の教育研究に従事する教員以外の教員の数と合わせて、この表に定める基幹教員数の 4 分の 1 を超えないものとする。

第二部 教務関係用語の解説

凡 例

1. 用語の配列は、以下のとおりとする。
 - (1) 配列は、50音順とした。

ただし、アルファベット表記の略語については、50音順の後に付けた。
 - (2) 濁音・半濁音は、その清音と同じに扱った。
 - (3) 拗音及び促音は、順序の上ではそれは一固有音と同じに扱った。
 - (4) 撥音「ん」は、50音順の最後のものとした。
 - (5) 長音「ー」は、順序の上では無視した。
2. 同義の用語については、⇒印をつけて解説を加えた用語を示した。
3. 参照法令や条文のあるものは、各解説の末尾に★印をつけて法令等を示した。
4. 数字は、特に必要な場合を除き、算用数字とした。



アイエルツ

(IELTS: International English Language Testing System) ブリティッシュ・カウンシル、IDP: IELTS オーストラリア、ケンブリッジ大学英語検定機構が共同運営で保有する英語力証明のための試験で、日本では、公益財団法人日本英語検定協会が実施運営を行っている。

リスニング、リーディング、ライティング、スピーキングの4つのテストを行い、結果は1.0から9.0のバンドスコアで示される。

イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの高等教育機関の受験や留学の際、多くの場合 IELTS スコアの提出が求められている他、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド等への移住申請にもスコアが使われる場合がある。

アイ・ビー (IB: International Baccalaureate) 資格

⇒ 国際バカロレア資格

アカデミック・カレンダー

短期大学における年間日程表(学事暦、学年暦など)のことで、学則に基づいて定められた授業期間や試験期間などを掲載する。

従来主流であった「週1コマ、15週」で行われる授業期間確保のため、多くの短期大学が日程設定に苦労していたが、平成25年の短期大学設置基準の改正における授業期間の弾力化により、柔軟なアカデミック・カレンダーの設定が期待される。

アクティブ・ラーニング

(Active Learning) 教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学ぶことによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等を行うことでも取り入れられる。

アクレディテーション

(Accreditation) 一般的には、基礎認定と解されている。このアクレディテーションという言葉は、アメリカのボランタリー(任意)な大学団体が、その団体自身が作成した基準に則して個々の大学の教育の質を保証・認定することをいい、アメリカ固有の制度的条件下で発達してきた評価システムである。

この認定基準は、①教育機関別基準認定(Institutional Accreditation)と、②専門分野別基準認定(Specialized Accreditation)のタイプがある。教育機関別認定では、教育課程、教員組織、管理運営体制、財政状況など、大学のもっている様々な側面を全体として評価することに重点が置かれている。一方、専門分野別基準認定は、医学、工学、法学、経営学などの実務系の専門分野で発達した認定システムで、個々の教育課程を評価することに主眼が置かれている。

アセスメントテスト（学修到達調査）

学修成果の測定・把握の手段の一つをいう。ペーパーテストなどにより学生の知識・能力等を測定する方法の総称であり、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されている CLA、MAPP などがこれにあたる。

米国で導入されているアセスメントテストは、一般に、大学内で抽出された低学年と高学年の双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々の能力を判定するものとは異なるものである。

アセスメント・ポリシー

学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的や達成すべき質的水準及び具体的な実施方法などについて定めた学内方針をいう。英国では、高等教育質保証機構（QAA：Quality Assurance Agency for Higher Education）が中心となって質保証に関する規範（※）を策定して、各大学が満たすべきアセスメントの質的水準やその手法などについて規定している。各大学では、これを踏まえて学内方針を定めている。

※「英国高等教育のための質規範」（UK Quality Code for Higher Education）。2011年に同規範が策定される前は、「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education）が同様の役割を担っていた。

アドミッション・オフィス（Admissions Office＝AO）入試

アドミッション・オフィス入試とは、大学側が志願者と早い時期から何度も面談を重ね、学力試験では測ることのできない個性や学習意欲、目的意識等を総合的に判定すると同時に、アドミッション・ポリシーについて十分な説明を行い、相互に理解した上で入学してもらう制度である。略してAO 入試ともいわれる。現在では、総合型選抜として実施されることが多い。

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

各大学・学部・学科等がどのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学習成果（「学力の3要素」：①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等の能力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度についてどのような成果を求めるか）を示すもの。教育理念、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ定められる。

アドミニストレーター（Administrator）

大学におけるアドミニストレーターとは、大学の管理・運営に携わる行政管理の専門職のこと。各大学固有のミッション（使命）を具体化するための施策を戦略的に立案し、その方針に基づいて積極的に大学運営を行っていく職員。

アフター・ケア（After Care ＝AC） ⇒ 設置計画履行状況等調査



委託生

各短期大学の学則において認められた、学校その他の機関や団体等から派遣されて、特定の授業科目の聴講や研究課題についての研究を行うことを委託された者のことであり、正規の学生ではない。したがって、正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されるものである。

一般教育科目

授業科目の区分の1つ。平成3年6月に短期大学設置基準が改正され、授業科目区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目区分の開設が義務付けられていた。改正された設置基準では、教育上の目的の1つとして、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように教育課程を編成することとされており、この一般教育科目の精神は生きている。

★短期大学設置基準 第5条

一般選抜

大学入学者選抜実施要項に、基づき、学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えつつ、調査書、入学志願者本人の記載する資料等を組み合わせて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。学力検査の期日は2月1日から3月25日までとされ、合格発表は3月31日までとなっている。

一般選抜として行われる学力検査は、「高等学校学習指導要領」に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施しなければならない。

この他に、総合型選抜、学校推薦型選抜、専門学校・総合学科卒業生選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜の入試方法があり、各大学の判断により、入学定員の一部について、多様な入試方法を工夫することが望ましいとされている。

インスティテューショナル・リサーチ（IR：Institutional Research）

大学において、教育機能の改善や経営改善、また、認証評価への対応という点から、教育・研究に関する組織的調査の重要性が増している。その大学教育・研究の組織的調査をいう。また、IRの活動にあたっては、IRの機能を有する組織の設置が必要となる。活動内容としては、①学生への教育活動・支援とその成果の検証、②認証評価と自己点検・評価の対応、③中長期計画の策定、④調査データの収集とその検証を意識した活動などがあげられる。

インターンシップ

学生が在学中に一定期間企業等において、自分の専攻や希望する職業に関連する就業体験を積む教育プログラムをいう。アメリカでは約100年の歴史があり、大学新卒者のうち7割以上が経験している。なお、厳密には大学が主体となってカリキュラムの一部として実施する研修をコーオプ、大学の単位とは関係なく企業が主体的に実施する研修をインターンシップと呼び分けているが、一般には両者を総称してインターンシップとしている。



英文証明書

学生の在籍・卒業・成績等に関する英文による証明書全般をいう。証明印に代えて学長（証明する事項等を管理している責任者）がサインをするのが一般的である。なお、授業科目名はその授業内容を的確に表現する必要がある。

栄養教諭

平成 16 年の学校教育法等の一部改正及び教育職員免許法施行規則の一部改正により、「栄養教諭」制度が創設され平成 17 年から施行された。

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性をあわせ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。

その職務内容としては、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担うとしている。そのために、学校栄養職員と同等以上の栄養に関する専門的知識・能力に加え、児童生徒の心理や発達段階に配慮した指導ができるよう、教育の専門家としての資質が求められる。

偏食傾向や朝食欠食の増大など、子どもの食生活の乱れが深刻化するなかで、学校においても、望ましい食習慣の形成のため、栄養教諭が食に関する指導に当たることができるようにするもの。

栄養士

栄養士法に基づき、付与される厚生労働省管轄の免許資格。都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

★栄養士法 第 1 条

エー・エル・オー（ALO: Accreditation Liaison Officer）

アメリカでは、「認定評価作業連絡調整担当者」を指し、高等教育機関認定委員会と認定を受ける大学・短期大学の間で、認定に関わる全ての作業を統括・調整する役割を果たす。

わが国でも、学校教育法改正により、大学・短期大学等の第三者評価制度が導入され、アメリカの認定評価制度との整合性を考慮し、大学・短期大学基準協会の認定の国際通用性に鑑み、大学・短期大学基準協会は、ALOを「第三者評価連絡調整責任者」と導入した。

大学・短期大学基準協会が第三者評価を受けようとする短期大学は、理事長又は学長によって任命されたALO（教員 1 名）を大学・短期大学基準協会に登録する。ALOは、大学・短期大学基準協会と所属短期大学との連絡窓口となり、第三者評価作業が円滑に行われるための連絡調整をする責務を果たす。また、学内において自己点検・評価と第三者評価の意義を普及する役割を担う。

遠隔授業

多様な通信メディアを活用し、離れた場所で教育を行う授業の形態を指す。単位の認定に当たっては、次の要件をすべて満たす必要がある。

①授業を遠隔地の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において特例を除き同時に行うものであること。

②多様な通信メディアを利用して、多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われるものであること。

③短期大学において直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

また、実施の際には、次の点に配慮することが望ましいとされている。

ア 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

イ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

ウ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、事前にプリント教材等を共有するなどの対策を講じること。

エ「遠隔授業」の受信側の教室等に必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に教員を配置する必要はないが、必要に応じてTA（ティーチング・アシスタント）を配置することも有効である。

オ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象に授業を行うことが可能となるが、受講者が過度に多くならないようにすること。

なお、卒業の要件として修得すべき単位数のうち「遠隔授業」により修得できる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては62単位のうち30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては93単位のうち46単位を超えないこととしている。

★短期大学設置基準 第11条、第18条

演習

短期大学設置基準に規定されている授業方法の形態の1つ。授業方法の明確な基準はないが、演習は一般的に、教員の指導を受けながら学生が討論や研究発表を通じて主体的に学ぶ授業形態である。演習科目1単位の学校における授業時間は、講義科目と同様15時間から30時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項、第11条

エンロールメント・マネジメント

学生の満足度向上を目的とし、入学前から卒業後までの一連の支援を体系化する取り組みで、学生一人ひとりの入学状況や出席・成績情報、相談履歴、就職情報などあらゆるデータを共有し、教職員が協力して学生を支援する。この取り組みは、入学者の増加や、休・退学の防止に寄与し、卒業後の大学支援活動（同窓会活動や寄付など）の活性化にもつながると期待される。

オ

オフィスアワー（Office Hours）

授業科目等に関する学生の質問・相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）のことであり、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。アメリカの大学において普及している制度であるが、近年、日本の大学においてもオフィスアワーを設定し、シラバス等に明記する例が見られる。

オリエンテーション (Orientation)

指導・手引き・動機づけという意味で新入生を学校の新しい環境に適応させるために行う様々な催し全般をいったり、授業や就職活動をはじめの前にこの名称を付けて指導期間を設定する例がみられる。

力

外国人教員

日本の国籍を有しない教師をいうが、大学では一般的に「出入国管理及び難民認定法」の査証区分「就業」の在留資格「教授」に該当する人をいう。

外国人教師を招聘する場合、当該外国人は査証（ビザ）の発給を自国の在外日本公館から受けなければならない。査証の発給申請は本人が行うが、この時に「在留資格認定証明書」を提出すると速やかに査証の発給や上陸許可が行われるので、大学はこの証明書の発給を受け、本人に郵送する方法が考えられる。在留資格「教授」の場合の在留期間は5年、3年又は1年又は3月となっている。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6条、第7条の2、別表第1の1の表

★出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（平2.6.29 文部留第168号通知）

外国人登録証明書 長期に亘り日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため、その外国人が居住する市町村の長が外国人登録原票に基づき発行する証明書。

なお、平成24年7月9日から在留管理制度が改められ、外国人登録制度は廃止となった。以降は、中長期在留の外国人には「在留カード」が発行されることになるが、既に「外国人登録証明書」を所持している場合は、一定期間「在留カード」とみなすことができる。

また同時に、住民基本台帳法も一部改正され、中長期在留者も住民票が作成されることになった。

外国人の住民登録申請は、原則として日本上陸後90日以内に居住する市町村（東京特別区及び政令指定都市は区）の長に対して行い、さらに登録を受けた日の後、5回目の誕生日から30日以内に登録確認の申請をしなければならないことになっている。

★外国人登録法 第3条、第11条～第13条

★出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平21.7.15 法律第79号）

外国人留学生

出入国管理及び難民認定法の在留資格の「留学」に該当する外国人学生をいい、在留期限のない永住者は外国籍であっても留学生とはいわず、「留学生以外の外国人」として区別しているのが一般的である。

外国人留学生には日本の国費により学習、研究を行う国費外国人留学生と派遣国政府が費用を負担する政府派遣外国人留学生及び私費外国人留学生とがあるが、短期大学の学生を対象とした国費外国人留学生制度はない。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6条、第7条の2、別表第1の4の表

★国費外国人留学生制度実施要項（昭29.3.31 文部大臣裁定）

★出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平23.7.1 法務省令第22号）

外国における学校教育 12 年の課程

日本の小学校入学から高等学校卒業までの 12 年に相当する外国における学校教育をいう。外国の教育制度は国により様々なので、入学資格確認に際しては関係機関に問い合わせることが望ましい。

各国の初等、中等教育制度は次のとおり。

ア メ リ カ：州によって異なる。

6-3-3 制が多い。

他に 4-4-4 制、5-3-4 制、8-4 制、6-6 制もある。

イ ギ リ ス：6-5-2 制

私立学校の場合は 6-6 制

公立学校の場合は 6-7 制が中心

イ ン ド：5-3-2-2 制

インドネシア：6-3-3 制

韓 国：6-3-3 制

シンガポール：6-4-2 制

タ イ：6-3-3 制

台 湾：6-3-3 制（高級中学、高級職業学校）

6-3-5 制（専科学校 3 年修了）

中 国：6-3-3 制、一部 5-4-3 制

フ ィ リ ピ ン：6-4-2 制

香 港：6-3-3 制

マレーシア：6-5-2 制

★学校教育法施行規則 第 150 条第一号

★外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭 56. 10. 3 文部省告示第 153 号）

〔参考文献〕

・『留学生担当者の手引』（JAFSA）凡人社

介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上・精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人の心身の状況に応じた介護を行い、その人及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格をいう。

介護福祉士は、社会福祉士がソーシャルワーカーと呼ばれるのに対して、ケアワーカーと呼ばれる。

★社会福祉士及び介護福祉士法 第 2 条第 2 項

★社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則

改組転換

短期大学を既に設置している者が、その短期大学若しくは学科、専攻課程を廃止し、その教員組織、施設・設備等を基に、その収容定員の範囲内において、他の短期大学若しくは学科、専攻、又は同種の大学

の学部、学科等を新設することを改組転換という。従来、改組転換については、大学設置に係る原則抑制方針の例外として認められていたが、平成 14 年 11 月の学校教育法の改正を機に、原則抑制の方針自体が撤廃されたため、提出書類等の若干の弾力的な措置が図られている以外は、事実上、その意義は失われた。

ガイダンス (Guidance)

案内、指導という意から日本では、ある目的を達成するために行われる教育指導をいう。履修指導、生活指導、就職指導等に使用されることが多い。

科学技術基本計画

平成 7 年 11 月 15 日に施行された「科学技術基本法」の規定に基づき、国全体の科学技術振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を計るための根幹となる計画。5 年に一度策定されている。

平成 28 年 1 月、現行の第 5 期科学技術基本計画（平成 28～32 年度）が閣議決定され、それに基づく科学技術イノベーション政策の振興が図られることとなった。

科学研究費助成事業（科学研究費補助金／学術研究助成基金助成金）

科学研究費助成事業は、人文・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、文部科学省およびその外郭団体である独立行政法人日本学術振興会を通して補助金及び助成金が交付される。

平成 23 年 4 月の「独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律」施行により、独立行政法人日本学術振興会に「学術研究助成基金」が創設され、研究費助成を行うことになった。新たな基金制度の運用により、会計年度にとらわれない契約が行えるとともに、研究の進展に合わせた研究費の前倒し又は次年度使用など柔軟な執行が可能となった。従来の科学研究費補助金は科研費（補助金）、新設の学術研究助成基金助成金は科研費（基金分）と略される。

学位

研究業績が学術文化上の価値を認められたときに与えられる称号で、短期大学士、学士、修士、博士及び専門職学位の 5 種類があり、原則として短期大学士の学位は短期大学を卒業した者に、学士の学位は大学を卒業した者に、修士の学位は大学院の修士課程を修了した者に、博士の学位は大学院の博士課程を修了した者に、専門職学位は専門職大学院の課程を修了した者に、それぞれの課程を置く大学が授与することになっている。この他に、大学改革支援・学位授与機構も学位授与（学士、修士及び博士）を行うことができる。なお、学位名の後に専攻分野を括弧書きで付記することになっている。

★学校教育法 第 104 条

★学位規則

学芸員

学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的事項を扱う専門職で、博物館法により資格認定が行われる。学芸員になれる資格者は、学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものや、短期大学又は大学

に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの等がある。

★博物館法 第4条4項、第5条

★博物館法施行規則

学士

学位規則に基づき大学（短期大学は除く）卒業者等に与えられる学位で、平成3年7月1日からそれまで称号であったものが学位に位置付けられた。学士の学位授与に当たっては、専攻分野の名称を付記することになっているが、専攻分野の名称の規定は、「学士」が称号から学位になった時点で廃止された。

★学位規則

★学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則第8条（平4.1.14規程第5号）

学修成果

プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学生が知り、理解し、行い、実演できることと期待される内容を言明したもの。多くの場合、学生が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される。またそれぞれの学修成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。学修成果を中心にして教育プログラムを構築することにより、学生にとっては、到達目標が明確で学修への動機づけが高められる、また、教員同士のコミュニケーションと教育への組織的取組が促進されるなどの効果が期待される。なお、短期大学設置基準には客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとされている。

★短期大学設置基準 第11条の2第2項

学修ポートフォリオ

学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位修得表など）を長期にわたって収集・蓄積したものをいう。それらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて目標の達成度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけて改善していくことを目的とする。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されている。また、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用される。

各種学校

学校教育法第1条に掲げるもの（一条校）でなく、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別な規定のあるもの及び学校教育法第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）をいう。

各種学校以外のものは、各種学校の名称を用いることはできない。

★学校教育法 第134条、第134条第2項

学生による授業評価アンケート

FDの取り組みのひとつ、または自己点検・評価の一環として、授業の内容・方法の改善を目的とした

学生による授業に関するアンケート調査。アンケート内容、実施方法、結果公開の有無などについては各大学等で検討し、授業をより充実させるための材料として活用されている。

学生便覧

学生が学園生活をする上で必要な事項を簡明にまとめた冊子。内容、名称共に様々な冊子が大学で作られている。

学籍

その学校の児童、生徒あるいは学生であることを示すために当該学校に氏名等を登録・記載し、名を連ねること。学籍は入学によって生じ、身分等各種証明の原本となる。なお、これらを記載した書類や在学資格をいうこともある。

学籍異動

学籍を設定した後に生ずる学籍簿記載事項の追加、変更をいうが、一般的には休学、復学、退学（死亡、除籍を含む）、卒業をいう。

学籍記載事項

学長は在学する学生の指導要録（学籍及び学習並びに健康の状況を記載した書類）を作成し、保存することになっている。様式は規定されていないが、一般には次のような事項を記載している。

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 学科、専攻、学籍番号
- ③ 入学、休学、復学、退学、転学科（転科）、卒業等の年月日
- ④ 取得資格
- ⑤ 本籍地（都道府県）、現住所
- ⑥ 入学資格事項（出身高等学校名、高校卒業期日又は大学入学資格取得日等）

なお、これらの記録も短期大学ごとに一元化されているわけではなく、事務組織の状況によって成績関係と健康状況、成績以外の個人記録関係等々、分散記録している学校も多い。

★学校教育法施行規則 第24条、第28条

学籍簿

学籍を記載した書類を綴ったもの。入学、卒業等の学籍に関する記録の保存期間は20年間、その他の記録は5年間保存しなければならないことになっている。

★学校教育法施行規則 第28条第2項

学則

学校の組織や教育課程、管理についての事項を定めた規則で、少なくとも次の9項目について規定しなければならないことになっている。

- ① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項

- ② 学科及び課程の組織に関する事項
- ③ 教育課程及び授業日時数に関する事項
- ④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- ⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項
- ⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ⑦ 授業料、入学科その他の費用徴収に関する事項
- ⑧ 賞罰に関する事項
- ⑨ 寄宿舎に関する事項

★学校教育法施行規則 第4条

学則の変更

学則記載事項を変更する場合は、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対してしなければならない。学則変更のうち認可申請に該当する変更事項及び認可申請期限は、直近の文部科学省からの通知を確認することが望ましい。

また、厚生労働省など他省庁管轄は当該関係法規に従うこと。

★学校教育法 第4条

★学校教育法施行令 第23条

★学校教育法施行規則 第2条、第5条第2項、第11条、第12条、第19条

★大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平18. 3. 31 文部科学省令第12号）

★私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（令和6. 3. 29、5 文科高2244号）

学長

学長について定めた法令上の規定としては、学校教育法第92条第3項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とある。また、短期大学設置基準第22条の3に「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者と認められる者とする」とある。学長の資格については、従来「大学設置審査基準要項細則」に示されていたが、同細則が廃止されたのに伴い、上記のように短期大学設置基準中に規定されることになった。

従来の細則には「学長は大学における教育、研究の経験者であることが望ましい」との文言があるように、学長は大学人が望まれていたが、短期大学設置基準の条文は、大学人のみならず企業人が学長となることを念頭に置いたものといえる。

なお、学長の選考については、建学の精神を踏まえ、求めるべき学長像を具体化し、候補者のビジョンを確認した上で決定することが重要であり、学校法人自らが学長選考方法を再点検し、学校法人の主体的な判断により見直していくこととされている。

★学校教育法 第92条第3項

★短期大学設置基準 第22条の3

★学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（平26. 8. 29 26 文科高第441号）

学年

学年は、学校における1年間の修学期間をいい、大学の学年の始期及び終期は、学長が定める、と規定され、学則記載事項として位置付けられている。

また、修学期間を単位として、第1学年、第2学年のように年次進行を表す用語としても使われる。

★学校教育法施行規則 第4条、第163条

学年制

学年毎に修学水準を決め、到達した者を進級させたり、在学期間や年齢を基準として進級させる修学制度で、当該学年でこれらの基準を満たさない場合は、当該学年に留め置き、上級学年への進級を認めない制度をいう。学年制に対して単位制がある。

学費

一般には入学金を含めて授業料など修学のために学校に納入する費用をいう。修学に必要な授業料、入料その他の費用徴収に関する事項は、学則に記載することになっている。

★学校教育法 第6条

★学校教育法施行規則 第4条

学部

学部は4年制大学の基本組織であり、学部を置くことが常例とされている。これに対して、短期大学に置かないものとされている。

学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつものと定義されている。

学部の種類については規定上の例示があったが、学部教育の多様な展開を図るため、平成3年6月の大学設置基準の改正でこの例示は、廃止された。

★学校教育法 第85条

★大学設置基準 第3条

学力に関する証明書

教育職員免許状に関わる学力などについての証明書をいう。

大学、短期大学などは、教育職員免許状の授与を受けようとする者から請求のあったときは、その者「学力に関する証明書」を発行しなければならない。「学力に関する証明書」の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定められている。

学科

学科は、短期大学では基本組織として、4年制大学では学部の下に置かれる組織として位置付けられている。

短期大学の学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織、施設、設備その他が学科として適当な規模をもつものと定義されている。これに対し、4年制大学の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するのに必要な組織を備えたものと定義している。

★学校教育法 第 108 条

★短期大学設置基準 第 3 条

★大学設置基準 第 4 条

学科連係課程

令和元年 8 月に短期大学設置基準が改正され、横断的な分野に係る教育課程を実施する上で特に必要があると認められる場合であって、教育研究に支障を生じない場合には、当該短期大学に置かれる二以上の学科との緊密な連係及び協力の下、当該二以上の学科が有する教員組織及び施設設備等の一部を用いて横断的な分野に係る教育課程を実施する「学科連係課程実施学科」を置くことができることとなった。

なお、学科連係課程実施学科の専任教員は、類似する分野の学科と同じ数を置くものとするが、教育研究に支障を生じない場合には当該学科連係課程実施学科と連係協力学科の専任教員を兼ねることができ、また校舎の面積及び附属施設の基準は連係協力学科がそれぞれ基準を満たせば足りるものとされている。

★短期大学設置基準 第 3 条の 2

学期

授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うことになっており、これを基準に 1 年間を 2 つ又は 3 つに区分し、前期・後期、又は 1 学期、2 学期、3 学期としているのが一般的である。近年では、留学に対応しやすい、短期間で集中的に学修できるといったことから、4 学期制の導入も行われている。

なお、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学及び卒業させることができることになっている。

★学校教育法施行規則 第 163 条

★短期大学設置基準 第 9 条

学校（一条校）

学校教育法の第 1 条において「学校」とされている教育機関・教育施設。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院・短期大学を含む）及び高等専門学校のこと。

★学校教育法 第 1 条

学校外学習

高校の課程で、学校外での体験活動を単位として幅広く認めようとするもので、高校卒業までの間に大学や専門学校などの授業、社会教育施設での活動、ボランティア、就業体験などを高校の単位として認定する制度。平成 17 年度から 36 単位まで認定可能になった。

★学校教育法施行規則 第 98 条、第 99 条

学校法人

学校法人とは、私立学校の設立を目的として、私立学校法により設立される法人をいう。

★私立学校法 第 3 条

★学校教育法 第2条

課程

専門毎にまとめた教育内容のかたまり（コース）をいい、教職課程や教育課程というような使われ方をする。大学は学科の代わりに課程を置くことができるのに対し、短期大学の学科には専攻課程を置くことができることになっている。

★大学設置基準 第5条

★短期大学設置基準 第3条第2項

株式会社立大学

学校教育法第2条において、学校の設置主体としては、国、地方公共団体及び学校法人に限定されているが、構造改革特別区域においては、地方公共団体が、教育上又は研究上「特別なニーズ」があると認める場合には、株式会社に学校の設置を認めることとなった。

その際、学校の公共性、継続性・安定性を確保するため、必要な要件を株式会社に課すとともに、情報公開、評価の実施、セーフティネットの構築など必要なシステムを整備することとされている。

科目等履修生

当該短期大学の学生以外の者で1つ又は複数の授業科目を履修する者のことをいう。
科目等履修生として修得した単位は、短期大学入学後、短期大学が有益と認めたときは既修得単位として30単位（3年制の短期大学の場合は46単位）を超えない範囲で当該短期大学で修得したものとして認定できる。

★短期大学設置基準 第16条、第17条

カリキュラム ⇒ 教育課程

カリキュラム・ツリー

関連する科目を線で結んだり、学修の順序を示したりするなど、授業科目間の系統性を図示したものである。カリキュラム・ツリーが示されることで、学生は大学や学部・学科のカリキュラムの全体像を俯瞰でき、履修の計画を立てやすくなる。

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

ディプロマ・ポリシーの達成のためにどのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学習成果をどのように評価するのかを定める基本的な方針。また、短期大学設置基準では教育課程の編成方針として、①学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、②幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない、としている。したがって、授業科目の区分あるいは編成はこの趣旨に添い、各短期大学の創意工夫に任されている。授業科目は必修科目と選択科目に区分し、各年次に配当して教育課程を編成するものと規定されている。

★短期大学設置基準 第5条、第6条

カリキュラム・マップ

科目ごとに、それを履修することにより学生が何をできるようになるか到達目標をあげ、その到達目標が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）のどの項目を達成することになるかを明確に図で表したものをいう。学習内容の順次性と科目間の関連性を同時に図示化し、カリキュラム全体をとらえやすくする効果がある。

監督庁

事業を行う団体に対して、その事業について監督権をもつ行政官庁をいう。

私立短期大学の監督庁は、文部科学省となっている。

★学校教育法 第3条、第4条

管理栄養士

栄養士法に基づき、厚生労働省の管理栄養士の免許を受け、次のような業務に従事する者をいう。（平成14年4月1日の栄養士法の改正で登録制から免許制になった。）

- 1) 傷病者に対する療養のための必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度な専門知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導。
- 2) 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理
- 3) これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等。

管理栄養士になるには管理栄養士国家試験に合格しなければならないが、この受験資格は、栄養士法第5条の3に、以下のように記されている。

1. 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者
2. 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者
3. 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者
4. 修業年限が4年である養成施設であって、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

★栄養士法



基幹教員

教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員で、且つ、当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。）、または、当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員。

★短期大学設置基準 第 22 条

基幹教員数

短期大学設置基準に、基幹教員の数は、別表第 1 に定める数以上とすると規定され、その数は学科の種類及び規模と短期大学全体の入学定員とに応じて定められている。さらに、学科の種類及び規模に応じて定められている基幹教員数について、その 3 割以上は教授とし、4 分の 3 以上は専ら当該短期大学の教育研究に従事していなければならないとされている。

なお、入学定員が別表第 1 に定める数に満たない場合には、その 2 割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）に代えることができる。

★短期大学設置基準 第 22 条

帰国子女

一般的に、保護者の海外赴任に伴って外国に行き、現地の学校で学び、帰国した児童、生徒、学生をいう。なお、「帰国生」と表現する短期大学もある。

既修得単位の認定

既修得単位とは、学生が当該短期大学に入学する前に、短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）をいう。この認定の取扱いについては、短期大学設置基準において定められている。教育上有益と認めるときは、これら入学前の既修得単位等については、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとしてみなし、当該短期大学以外の単位について、修業年限が 2 年の短期大学にあつては 30 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあつては 46 単位（夜間学科等で卒業要件単位が 62 単位以上の短期大学は 30 単位）を限度として認定することができる。

また、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとしてみなし、修業年限が 2 年の短期大学にあつては 15 単位を、修業年限が 3 年の短期大学にあつては 23 単位（卒業要件の特例を適用する夜間 3 年制の短期大学にあつては 15 単位）を限度として認定することができる。

なお、転学の場合や、所属する短期大学での既修得単位の認定単位数の限度は定められていない。この既修得単位の認定を行おうとする場合は、あらかじめ学則に当該単位認定ができる旨、及び認定できる単位数の限度等について規定しておかなければならない。また、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規程を整備しておくことが必要である。これを実際に行うに当たっては、ガイダンスの際に当該学生にこの制度を周知させることが望ましい。なお、この制度は、認定ができるということであつて、認定しなければならないということではないので、教育上有益であるかどうかについて十分配慮しなければならない。

★短期大学設置基準 第 16 条

寄宿舍

短期大学は、高等教育機関として広く国民に開放されている。このため遠隔地からの入学者などに対して就学の便を図るために、寄宿舍は短期大学設置基準に、なるべく備える施設として規定されている。

★短期大学設置基準 第 27 条第 2 項

寄附行為

私立学校法における「寄附行為」という文言は、民法の規定による財団法人の場合と同様に、寄附行為という法人設立の行為自体（中心は財産の無償の出損）とそれが書面に記載された寄附行為書（法人の基本法）との 2 つの意義を有している。私立学校を設置しようとする者は、学校法人を設立しなければならない。学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

★私立学校法 第 30 条

寄付講座

大学・短期大学以外の法人又は私人の寄付金によって、人件費、研究・教育運営費、管理費等の経費をまかなわれる講座のことをいう。

客員教授

従来、客員教授の名称は、国立大学又は国立短期大学に勤務する外国人教員の一部に対して付与することができるとしていたが、昭和 51 年の改正により、常時勤務の教員以外の職員で当該大学若しくは短期大学の教授若しくは研究に従事する者に対し、外国人以外の者でも広く付与することができるようになった。各私立大学等においても、同様の趣旨で、特に、客分待遇で迎えられた兼任教員に対し、客員教授の称号を付与している例もある。

★国立大学等の客員教授及び客員助教授の取扱いについて（昭 62.5.21 文高大第 179 号）

キャップ制（履修上限単位数）

授業科目の単位修得に必要な学修時間の確保の観点から、学生が 1 年間あるいは 1 学期間に履修科目として登録することができる単位の上限を設ける制度で、短期大学設置基準において努力義務化されている。

★短期大学設置基準 第 13 条の 2

キャリア教育

社会的・職業的自立に向け、必要な知識・技能・態度を育む教育。平成 17 年に国立大学協会教育・学生委員会がまとめた『大学におけるキャリア教育のあり方ーキャリア教育科目を中心にー』で、キャリア教育科目を、インターンシップと共に専門教育と教養（一般）教育を繋ぐ、あるいは超えるものとして、進路、就職指導などを包含する総合的かつ実践的な取組みとして位置付けられている。

短期大学設置基準では、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう適切な体制を整えるものとすることが規定されている。

★短期大学設置基準 第 20 条第 5 項

休学

休学とは、学生が在籍したままで病気その他の理由により許可を得て、一定期間授業を受けない状態をいう。休学の可否、期間等については、教授会の議を経て、学長が定めるものと学校教育法施行規則第144条で定められていたが、平成27年度から同条文が削除され、必ずしも教授会の議を経ることを求めないものとされた。

休学は修学（就学）できない状態がある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常その期間中は授業料が免除され、また、その期間は最長在学年限に含まれないものとしている。したがって、あまり短い期間について休学の措置を取る必要はなく、2～3 か月以上修学（就学）が不可能な場合に休学とすることができるものとしている短期大学が多い。

休学期間

休学期間は、一般的に休学の事由が消滅するまでの期間とされているが、引き続いて休学できる期間として1年、特別の事由がある場合に、引き続き更に、1年程度の延長を認めることができるとしている例が多い。また、通算して休学できる期間については、修業年限と同年数としている例が多い。

休学中の授業料

休学中は大学の利用関係を休止することから、休学期間中の授業料は通常免除されることになる。一般的には、休学を認められた月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除することとなるが、学期の途中から復学することが困難な場合もあるので、その場合は、休学期間の終期を学期の終わりに合わせておくとよい。

なお、短期大学によっては休学期間中の授業料に代って在籍料という形で学費の一部を徴収する場合もある。

休業日

小学校における休業日は、学校教育法施行規則第61条、第63条に定められているが、短期大学においては準用規定がない。一方、短期大学設置基準では「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」と定めており、各短期大学はこれらを考慮して、学則に休業日を定めている。一般的には、

＜例＞

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 開学記念日
- ④ 夏季休業日
- ⑤ 冬季休業日
- ⑥ 春季休業日

また、必要がある場合、学長は休業日を臨時に変更したり、臨時に休業日を定めることができるのが通例である。

★学校教育法施行規則第4条、第61条、第63条

休講

特定の曜日・時限の授業が、学校行事等による授業割愛、又は授業担当者の止むを得ない都合（公務会議・学会出席・研究・病気等）により行われないことをいう。なお、単位の実質化の観点から、休講した場合は原則的に補講が行われる。

教育課程 (Curriculum)

教育課程（カリキュラム）とは、教育目的を達成するために選ばれた教育内容を、どのような順序で、どこまで教育するかを系列化したものといえる。すなわち、授業科目とその教育内容、単位数、学修の時期等の総称であり、これを特に教科カリキュラムともいう。これに対し、カリキュラムを、教科外活動を含む大学生活におけるすべての経験（これを経験カリキュラムという）と広く解釈することもできる。

教育基本法

教育基本法は、わが国の教育の基本を確立するため、教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定めた法律であり、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本法となるものである。21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指した教育改革を着実に進めるため、教育基本法の改正が進められ、平成 18 年 12 月 15 日、国会において新しい教育基本法が可決・成立し、同 22 日に公布・施行された。

教育情報の公開

学校教育法施行規則の一部改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、大学等が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育研究活動等の状況についての情報を公表することが規定された。また、情報の公表は、刊行物への掲載やインターネットの利用など広く周知を図ることができる方法によって行うものとしている。

教育職員免許状

教育職員免許法と同法施行令及び施行規則により授与される免許状をいい、教育職員（学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員）はこの免許状を有しなければならないと定められている。免許状は、学校の種類、教科等の別により、普通免許状、臨時免許状、特別免許状に大別され、また、専修免許状（修士の学位を有する者）、1 種免許状（学士の学位を有する者）、2 種免許状（短期大学士の学位を有する者）の 3 段階制となっている。

わが国の教育職員免許制度では、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けた大学又は短期大学において定められた科目を履修し、所定の単位を修得することによって教育職員免許状が授与される、いわゆる「開放的免許制」をとっている。昭和 53 年以降、教員養成を主たる目的とする学科や特別な学科を除き、学科等の目的、性格及び教育課程にもっともふさわしいと認められる 1 種類の教科の免許状しか認定されないが、それ以前に 2 教科の課程認定を受けていた大学等では、現在も 2 教科の免許状の授与資格が認められている。

★学校教育法 第 1 条

★教育職員免許法

★教育職員免許法施行令

★教育職員免許法施行規則

★教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請要領

★大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準（昭 53. 2. 20 教育職員養成審議会決定）

教育の方針

教育の方針とは、教育の目的を実現すべき教育制度等の原則・指針にあたるもので、教育基本法に、教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない、と規定されている。

★教育基本法 第 2 条

教育の目的

教育基本法第 1 条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定されている。

★教育基本法 前文、第 1 条

教員

学校教育法に、「大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。」また、「副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。」とあるので、短期大学の教員は、①必ず置かなければならない教員と、②置くことができる教員とに分けられる。前者の教員として、教授、准教授、助教、助手があるが、准教授、助教、助手は教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は置かなくてもよいとされている。後者の教員として、講師がある。したがって、講師は必ずしも置かなくてもよいことになるが、実際にはどこの短期大学でも置かれている。

★学校教育法 第 92 条

教員審査

高等教育のユニバーサル化に伴い、近年の教員審査は、研究能力よりも教育能力が重視されている。教員の資格審査のための資料のひとつである「教育研究業績書」においても、平成 11 年から、図書、学術論文等の研究業績に加えて「教育上の業績」の欄が設けられた。平成 13 年からは、より詳細な記入が求められ、「教育方法の実践」「作成した教科書、教材」「当該教員の教育上の能力に関する大学の評価」等の欄が設けられている。

教員組織

主要授業科目は、原則として専任の教授、准教授が担当し、その他の科目もなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとし、演習、実験、実習、実技科目には、なるべく助手に補助させるもの、と短期大学設置基準で定めている。また、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができるとしている。

★短期大学設置基準 第 20 条～第 21 条

教員の勤務

私立学校に勤務する教員は、それぞれの学校法人の定めた就業規則に従って勤務することになる。専任教員の中には、短期大学設置基準にも置くことができると明記されているように、役職についたり、付属施設に勤務したりする授業を担当しない教員もあるが、大部分の教員は学生の教育・指導や研究に従事している。

教員の職務は、この他にもクラス担任等学生指導の任務があり、教務面の履修指導、厚生面の生活指導、就職面の進路指導、課外活動団体の指導等、非常に多岐にわたっており、また、教授会の出席や各種会議への出席も重要な任務である。多くの短期大学では、全専任教員が何らかの教授会傘下の各種委員会に所属し、大学運営の一分野を担当しているのが実情である。

兼任教員に対しては、特にその勤務を規定した法規はないが、それぞれの短期大学において担当時間数、勤務日数の上限を定める等の規程を設けているところが多い。

★短期大学設置基準 第 20 条～第 22 条

教員の研究

学校教育法に示されているように、教員は職務として教育と合わせて研究に従事しなければならない。これらの研究活動については、各短期大学において独自の研究制度を定め、いろいろな名称で予算措置を講じている。教員の研究に対しては、国の補助金の対象にもなっており、また、他の団体からもいろいろな研究助成策がとられている。

★学校教育法 第 92 条

教員の任期制

大学審議会における「大学教員の任期制について」の答申により、法的整備がなされた。この答申のねらいは、大学における教育研究の活性化と教員の流動性を高めることにある。

★大学の教員等の任期に関する法律（平 9. 6. 13 法律第 82 号）

★大学の教員等の任期に関する法律等の施行について（平 9. 8. 22 文部事務次官通達）

★大学の教員等の任期に関する法律第 3 条第 1 項等の規程に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表に関する省令（平 9. 8. 22 文部省令第 33 号）

★大学の教員等の任期に関する法律第 6 条の規程に基づく大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令（平 9. 8. 22 文部省令第 34 号）

★大学の教員等の任期に関する法律の施行期日を定める政令（平 9. 8. 22 政令第 261 号）

教授

学校教育法に定める教授の職務は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する、とされ、資格は、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、①博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者、②研究上の業績が①の者に準ずると認められる者、③学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専

門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者、④芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実的な技術の修得を主とする分野にあつては実的な技術に秀でていると認められる者、⑤大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において、教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者、⑥研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者、⑦特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者、のいずれかに該当する者と定められている。

一方、出入国管理及び難民認定法施行規則に定める外国人の在留資格の 1 つに「教授」というのがありますが、これは、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動をいう。

★学校教育法 第 92 条

★短期大学設置基準 第 23 条

★出入国管理及び難民認定法施行規則 第 3 条、別表第 2

教授会

短期大学には、教授会を置かなければならないことになっており、教授会は学長及び専任教授をもって組織されるが、准教授その他の職員を加えることができる。教授会の構成に関しては、審議事項によって異なる場合も考えられるが、これらの点に関しては、あらかじめ規程を定めておく必要がある。また、教授会の運営については、教授会の構成の他、教授会の招集、定足数、議長、審議事項、議決等についての運営規程を整備しておく必要がある。

一般に教務部（課）等が、会場の準備、資料の作成・配付、議事録の作成・保管等の教授会に関する事務を取扱う部署となることが多い。このため、教授会の開催に当たって、教務部（課）長又は担当責任者は文書をもって教授会の開催日時・場所・議題等を教授会構成員に通知し、教授会出席者の確認をすることになる。教務部（課）長等は、教授会構成員でなくとも、教授会に出席することが教授会の意向を理解することになり、円滑な学校運営に有効と考えられる。教授会を公開とするか否かは、教授会が自主的に決定すべき事項であり、審議事項によって非公開とする場合がある。

★学校教育法 第 93 条

教職課程

法令上の用語ではないが、一般的には、教員養成を目的としない大学及び短期大学が、教育職員免許法及び同施行規則に基づき、免許状授与の所要資格を得ることのできる教育課程をもつ教育組織をいう。

戦後の教育改革によって、①大学における教員養成、②免許状取得の開放制、という二大原則のもとに、教員養成を主たる目的とする大学以外でも、免許状取得に必要な所定単位の履修によって免許状授与ができる完全な開放制であったが、現行では、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定の申請により、教育職員養成審議会の諮問を経て、文部科学大臣が認定することとなっている。

競争的資金

競争的資金は、資金配分主体が広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点をその中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に

配分する研究開発資金である。科学研究費助成事業、戦略的創造研究推進事業などがこれにあたる。

共同実施制度

平成 17 年 1 月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」等を踏まえ、平成 20 年に大学設置基準等が改正され、国公私立を通じ、複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育プログラムを編成することが可能となった。

共同実施制度は、大学、大学院、短期大学、専門職大学院において実施でき、共同教育課程を編成するに当たっては、構成大学間で共同教育課程の編成・実施に関して、必要な基本的な方針の取り決めを行うことが必要である。

★短期大学設置基準 第 36 条～42 条

ク

グレード・ポイント・アベレージ

(Grade Point Average = G P A) **制度** 大学審議会では厳格な成績評価の具体策としてこの制度をあげている。この制度は、アメリカではごく一般的に普及している。アメリカでもっとも多く用いられるグレード法は、A B C D F ランキングであり、このランクにそれぞれに配された点数に各単位数を掛けて足した合計点を総単位数で割って総合的な平均成績である G P A が計算される。ランクの配点で一番多く用いられている 4 点式の場合では、A は 4 点、B は 3 点、C は 2 点、D は 1 点、F は 0 点とするのが一般的である。

訓告

訓告とは、通常学生の身分にまでは影響の及ばない懲戒であり、学生には学長あるいは学長の委任を受けた者が、口頭（又は文書）で行い、必要に応じて告示する。ただし、その回を重ねた場合には停学、退学等の対象となり得るので、単なる教室内での叱責とは異なるものである。

★学校教育法施行規則 第 26 条

ケ

研究生

特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を受ける者をいう。したがって、授業科目の聴講については、指導教員が必要と認め、かつ正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で受講を許されるものである。

原級留置

原級留置とは、卒業予定年次以外の学生が、長期欠席や学業不振等のため、当該年度の履修科目、修得単位が著しく少なく、各短期大学が独自に設けた進級の要件を満たさない場合、上級年次に進級させず、再度当該学年に留めることをいい、法令上の用語ではない。

この措置については、ある程度学年制の考え方を導入したもので、短期大学は、単位制であるので、卒

業年次までに卒業要件単位を修得すればよく、年次別の進級要件の法的定めはないが、教育効果の上から行っている短期大学もある。

兼任教員

兼任教員とは、2以上の学科区分を持つ大学において、専任教員が専任として所属する学科区分等以外の授業を担当する場合における当該専任教員をいう。したがって、教員の区別には、専任、兼任の他に、兼任がある。

兼任教員

兼任教員とは、当該大学を本務としない教員をいい、一般に、非常勤教員又は非常勤講師と呼ばれている。他の大学等の専任教員、あるいはどこにも本務を有しない者などが多い。



コア・カリキュラム

大学（短大）や学部（学科）単位において、修得すべき知識、技能、態度等を明確にし、到達目標やそのために必要な授業単位数を定めたもの。

公開講座

学校教育法で、大学においては、公開講座の施設を設けることができるとし、同施行規則では公開講座に関する事項は、別に定める、とあるが、現在のところ、特に定めはない。したがって、どのような内容のものが学校教育法でいう公開講座に該当するのか今のところ明らかにされていない。しかしながら、平成3年の大学審議会の答申においては、生涯学習機関としての機能に重点を置いた短期大学の役割の重要性にかんがみ、体系的・継続的な公開講座の積極的な実施に努めることが重要であるとしている。

現在、各短期大学等が公開講座として開設しているものの多くは、社会教育の一形態として、正規の教育課程ではなく、別途短期大学のサービス活動として、地域等からの要望のある特定事項について一定時間の講義等を行っているのが主たる形態である。

★学校教育法 第107条

★学校教育法施行規則 第165条

講義

短期大学設置基準に規定されている授業方法の形態の1つ。一般的に講義とは、教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業形態である。

★短期大学設置基準 第7条第2項、第11条

講義要項（綱）（覧）

授業内容の概要を記したもので、これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっている。また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えているが、短期大学で修得した単位を認定する際、その授業科目の内容を照会する場合にも必要となる。なお、各授業科目の詳細な授業計画を示し

たものをシラバスという。

講師

講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事するものとされ、資格は、短期大学設置基準に定められており、①教授又は准教授となることのできる者②特定の分野について短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされている。

★短期大学設置基準 第 25 条

校舎

短期大学設置基準において、「校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。」と規定されている。校舎の最低基準面積には、講堂、寄宿舍、附属施設等の面積は含まないとされ、また、短期大学と高等学校以下の教育施設との共用は、管理部門を除き認められないとされている。

★学校教育法 第 3 条

★短期大学設置基準 第 28 条、第 31 条、第 32 条

高大連携

近年、学生の学習意欲の低下が指摘され、「学びの動機付け」が大きな課題となり、初等中等教育と高等教育の接続、いわゆる「高大連携」「高大接続」が必要との認識が教育関係者の共通のものとなっている。また、中央教育審議会では「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の答申を出し、関係機関に具体的な取り組みを促している。

そこで、高校と大学が協力し、高校生に大学の講義等を体験させ、学ぶことへの意欲を高め、結果的に大学進学後の学問不適合を防ぐ試みが行われるようになった。

具体例としては、高校に大学の先生を講師として招く「出張授業」、高校生が大学を訪問して模擬授業を受ける「授業体験」、半年から 1 年をかけて大学に通学して講義を受講する「聴講」等、様々な取り組みが試みられている。

校地

短期大学設置基準に、「校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」と規定されている。

★短期大学設置基準 第 27 条

高等学校卒業程度認定試験

平成 17 年 4 月より、大学入学資格検定（大検）は廃止され、高等学校卒業程度認定試験が実施されることとなった。

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していないなどのため、大学受験をできない者に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験であり、合格者は大学・短大・専門学校の入学資格が与えられるだけでなく、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することが出来る。ただし、試験で合格点を得た者が満 18 歳に達していないときには、

満 18 歳に達した日の翌日から合格者となる。また、全日制高等学校に在学したまま受験できるようになり、高等学校卒業程度認定試験で合格した科目は、学校長の判断で全日制高等学校の卒業単位として認定してもらうことも可能となった。

なお、既に大学入学資格を持っている者は、高等学校卒業程度認定試験を受験できない。

★高等学校卒業程度認定試験規則

高等教育段階の教育費負担軽減（高等教育無償化）制度

令和元年5月に「大学等における修学の支援に関する法律」が制定され、低所得者世帯の者の修学に係る経済的負担の軽減のために、授業料等減免制度の創設、学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充による高等教育の修学支援新制度が令和2年度から開始されることとなった。

支援対象となる学生、制度適用対象となる学校（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）にはそれぞれ要件が定められており、特に支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等であることが求められ、実務経験のある教員による授業科目の配置や適正な成績管理の実施・公表など、教学に関わる事項が要件となっている。

国際バカロレア資格

（IB：International Baccalaureate）「バカロレア」といえば、フランスの大学入学資格試験制度のことであるが、国際バカロレア資格とは、国際バカロレア機構が行う教育課程を修了した者に与えられる、国際的に認められた大学入学資格である。機構はスイスのジュネーブに本部を置き、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、国際バカロレア試験の実施及び国際バカロレア資格（ディプロマ）の認定を行っている。

国際バカロレア資格の教育課程は、2019年（平成31年）3月現在、世界153以上の国・地域において約5,000の認定校で実施されており、日本ではこれらの認定校で資格取得した者は大学入学資格を有する者として認められている。

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭23.5.31 文部省告示第47号）

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）

1980年（昭和55年）のOECD（経済協力開発機構）理事会勧告において「プライバシーの保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示され、OECD加盟国の大多数が既に個人情報保護法制を有する状況の下、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護法が平成15年5月に成立・公布された。

法は、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた基本法に相当する部分と、民間事業者の遵守すべき義務等を定めた一般法に相当する部分から構成されており、平成17年4月1日より全面施行された。

これに基づき文部科学省では「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を定め、平成24年3月29日には、これまでの学校に限定したものから「教育、学術、文化、スポーツ及び科学技術」へと対象範囲を拡大した「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」が制定された。

教育的観点から保証人等に成績表を配付する場合でも、原則として保証人等は第三者に該当するため、

本人の同意が必要である。これを行わない場合は個人情報保護法違反となる。ただし、本人が未成年の場合は、その保護者等法定代理人も「本人」に含まれる。

コマ法令上の用語ではないが、通常、学校ではよく使用されており、一般的には、1 授業時限単位をいう。しかしながら、2 授業時限続きの授業を1 コマと呼ぶか、2 コマと呼ぶかは各短期大学でまちまちである。

サ

在外教育施設

海外に在留する日本人の子どものために、学校教育法に規定する学校における教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設。このうち、高等学校の課程に相当する課程を有し、文部科学大臣が指定したものの修了者については大学入学資格が認められている。

★学校教育法 第 90 条

★学校教育法施行規則 第 150 条第二号

★在外教育施設の認定等に関する 規程（平 3. 11. 14 文部省告示第 114 号）

在学と在学期間

在学とは、学生が当該短期大学の学籍を有し、現に学修している状態をいい、在学期間とは、その学修している期間をいう。

在学年限

在学年限とは、学生が当該短期大学に在学できる最長在学期間をいい、その期間については法的には定められていないが、おおむね修業年限の 2 倍程度とされている。

在学年限を定めている趣旨は、短期大学が国民に開放された公共性を有する機関という点から、所定の修業年限より長い一定の年数を超えてもなお学業の終わらない者に対して、学校が強制的に退学できるようにするためである。

再試験

試験の結果、不合格になった科目について、再度試験を行う制度である。この試験は、学生に権利があるのではなく、あくまでも各短期大学の規則に基づき科目担当者の判断によって実施される。したがって、再試験については、何らかの制限を付している短期大学が多い。

在籍と在籍期間

在籍とは、学生が当該短期大学の学籍を取得していることをいい、在籍期間とは、当該短期大学の学籍を有している期間をいう。したがって在籍期間に休学及び停学の期間も含まれる。

具体的には、修業年限 2 年の短期大学において休学期間が 1 年、休学以外に単位未修得のため 1 年留年して卒業した場合、在籍期間は 4 年、在学期間は 3 年となる。

再入学

短期大学を退学した者が、再び同一の短期大学の同一学科に入学することをいう。

再履修

履修の結果、不合格となった科目を再度履修することをいう。なお、必修科目は必ず再履修となるが、選択科目については学生の意志に任せられている。

サービス・ラーニング

教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取り組みや進路について新たな視野を得る教育プログラム。



ジェネリック・スキル

社会人として活躍できる能力。あらゆる職業を超えて活用できる移転可能なスキルであり、社会的、職業的に自立した生涯を送ることができる力。高等教育においては、学問領域の区別なく身につけさせるべき汎用的な能力とされ、「学士力」や「社会人基礎力」と表現されることもある。

私学助成

私学教育に関して公費により行われる財政援助、すなわち国及び地方公共団体が私学教育振興を図るために行う補助金の交付等の助成措置をいう。

具体的には、①私立の大学、短期大学、高等専門学校の研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するとともに、経営の健全性を高めるため、私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費を対象として、日本私立学校振興・共済事業団を通じて学校法人に補助している「私立大学等経常費補助金」、②私立大学等における教育研究の充実と質的向上を図るため、研究装置並びに教育装置の整備に要する経費を対象として学校法人に補助している「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金」、③私立大学における研究設備等の整備に要する経費を対象として学校法人に補助している「私立大学研究設備整備費等補助金」などがある。

★私立学校振興助成法

自己点検・評価

従来は、短期大学設置基準に規定されていたが、平成 14 年 11 月に学校教育法が改正され、第 109 条に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めることにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。・大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受けるものとする。ただし、・・・」との条文が追加され、自己点検・評価の実施とその公表及び認証評価機関による評価が、法律で義務となった。

★学校教育法 第 109 条

司書

図書館の専門的職務に従う職員。図書館法により、司書は図書館の専門的事務に従事する。司書補は司書の職務を助ける、と規定されている。

★図書館法 第4条

司書教諭

学校図書館法に、学校図書館の専門的職務を掌る、と規定される教諭のことである。
もともと学校図書館法第5条では、「学校図書館には司書教諭を置かなければならない」と定められているが、附則第2項に「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされていた。

学校図書館法が制定された昭和28年8月以降その状態が続いていたが、平成9年6月に「当分の間」が「平成15年3月31日」までと改められ、平成15年度から、全国の12学級以上の小中高校は、司書教諭を置かなければならないことになった。

★学校図書館法 第5条

★学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平9.6.11 政令第189号）

実技

実技とは、学んだ知識をもとに演技を行う授業方法の1つ。

★短期大学設置基準 第7条第2項

実験

実験とは、理論や推論が正しいか一定の条件で試してみる授業方法の1つ。

★短期大学設置基準 第7条第2項

実習

実習とは、学んだ知識をもとに実地（実物）について学習する授業方法の1つ。1単位の学校における授業時間は、15時間から45時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項

指導要録

指導要録は、在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいう。また、学生の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもっている。

学校で備えるべき表簿の中で、最も重要な表簿で、保存期間は20年間となっている。

★学校教育法施行規則 第24条

★学校教育法施行規則 第28条

事務職員

学校教育法において、置かなければならない職員として定められている。

短期大学設置基準には、教育研究実施組織及び学生の厚生補導を行うための組織の円滑かつ効果的な業

務の遂行のための支援、短期大学運営に係る企画立案、当該短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編成するものとする定められている。

★学校教育法 第 92 条

★短期大学設置基準 第 20 条

社会人基礎力

平成 18 年、経済産業省が、我が国経済を担う産業人材の確保・育成の観点から定義した、職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的能力のこと。具体的には「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の 3 つの能力に区分されている。現在、大学等においても育成事業への取組みが広がっている。

社会人入学

社会人が短期大学や大学に正規学生として入学することをいう。特に、入学定員の一部を社会人枠として別枠を設け、書類審査、論文、面接を中心とした特別の選抜方法によって合格者をきめるものを「社会人入学制度」という。

社会福祉主事任用資格

本来、各地方自治体の福祉事務所などに従事する公務員（ケースワーカーなど）に任用される際に必要とされる行政が定めた資格基準である。

しかし、一部の社会福祉施設の相談員や指導員、社会福祉協議会などの職員募集の際に、資格条件として準用されることがある。

福祉事務所、児童相談所のケースワーカー、老人福祉施設や身体障害者施設の指導員、社会福祉協議会の福祉活動専門員として、生活上の困難に直面している人やハンディキャップをもっている人々の相談にのり、援助を行う。

次のいずれかに該当すれば、有資格者となる。

1. 社会福祉主事の指定養成機関（専門学校等）や認定講習会（現職者対象）の課程を修了
2. 大学・短大で厚生労働大臣の指定した科目を 3 科目以上修めて卒業
3. 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者

なお、3 科目修得者を 3 科目主事と呼び、3 科目主事の該当可否を判断する際には、卒業した年度において規定されていた指定科目名に基づいて確認することになる。（科目等履修生として履修されたものは認められない。）

なお、3 科目以上を履修したことを証する書類としては、大学が発行する卒業証明書と成績証明書の 2 点をもって確認することとしている。

★社会福祉法 第 19 条第 1 項

修業年限

修業年限とは、学校の一定の教育の課程を修了するのに必要と定められた年限で、学生が当該短期大学を卒業するために最小限在学すべき年数をいい「2 年又は 3 年」と定められている。

★学校教育法 第 108 条第 2 項

★短期大学設置基準 第 18 条

修士 学位規則に基づき、大学院修士課程修了者に与えられる学位である。

★学位規則 第 3 条

収容定員

短期大学設置基準に従い、教育組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、監督庁が認めた短期大学の受け入れることのできる全学生数をいい、学科（専攻）ごとに学則に定めることになっている。収容定員を変更する場合は、原則として認可事項であるが、平成 14 年 11 月の学校教育法の及び平成 15 年 3 月の同法施行令の改正により、短期大学全体の収容定員が増加とならない場合は、届出事項となった。

★学校教育法 第 4 条第 1 項

★学校教育法施行令 第 23 条第十三号

★学校教育法 第 4 条第 2 項第三号

★学校教育法施行令 第 23 条の 2 第四号

★短期大学設置基準 第 4 条

授業科目の区分

平成 3 年 6 月に短期大学設置基準が改正されるまでは、授業科目を一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に区分して開設することを義務づけ、学生に対しては科目区分ごとに修得すべき単位数を規定していた。これらの規定が廃止されたことにより、各短期大学の創意工夫により特色ある教育課程が編成できるようになった。

授業期間

単位計算の基準により機械的に計算すると年間 30 週となる。これを、2 学期制を採る短期大学にあつては各期 15 週、3 学期制を採る短期大学にあつては各期 10 週、4 学期制を採る短期大学にあつては各期 8 週を単位として、授業期間を設けることとなるが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると思われる場合は、多様な授業期間の設定が可能である。

なお、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、定期試験・追再試験、文化祭、体育祭、休講・欠講のための補講等を行うので、1 年間の授業を行う期間としては、定期試験の期間を含めて 35 週にわたることが原則となっている。

★短期大学設置基準 第 8 条、第 9 条

授業時間

各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め 1 時間をもって算定の基準としている。この単位時間については、学校教育法施行規則別表第 1 及び第 2 の備考 1 に、また、学習指導要領においても小学校が 45 分、中学校が 50 分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や教育成果などから割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における 1 時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、45 分あるいは 50 分としている短期大学が多い。

授業の出席

学習のために学生は授業に出席しなければならない。出席は単位修得の大前提であり、成績との相関がきわめて高いことを考えあわせ、授業実施時間数の 3 分の 2 以上の出席を義務づけている短期大学が多い。また、授業の秩序維持の観点から遅刻・早退を厳しくチェックしている短期大学もある。

準学士

かつて、短期大学卒業者に授与されていた称号。平成 17 年 7 月の学校教育法改正により、短期大学で授与された「準学士」の称号は、「短期大学士」の学位としてみなすことになった。ただ、“みなす”ため、それ以前の称号授与者に改めて学位が与えられるわけではない。

なお、準学士の称号ができる前、平成 3 年 4 月の学校教育法改正前に卒業した者についても、卒業したという事実においては、平成 3 年 4 月法改正後～平成 17 年 7 月法改正前に卒業した者と変わりなく、準学士と称することができ、なおかつ「短期大学士」の学位としてみなされることになる。

結果として、準学士の称号は高等専門学校においてのみ授与されることとなった。

★学校教育法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 83 号）附則第 3 条

准教授

教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しが行われ、学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により平成 19 年 4 月 1 日から、「助教授」を廃止して、「准教授」の職が設けられた。

法では、「准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。

★学校教育法 第 92 条

★短期大学設置基準 第 24 条

生涯学習

労働時間の短縮に伴う余暇時間の拡大、技術革新の加速化による職業上の知識・技術の継続的な学習の必要性、さらには、情報化社会における知的欲求の高まりなどの様々な要因から、社会全体の生涯学習ニーズが高まりつつある。高等教育においても、このような社会のニーズに適切に応えていくことが期待されている。また、各高等教育機関は、地域の文化的な中心として、また、地域コミュニティの一員として、地域に対する幅広い貢献が期待されている。

このため、今後の高等教育においては、高等教育への伝統的な進学年齢層以外の者（有職者や主婦などのいわゆる社会人学生）に配慮した履修形態の柔軟化や多様な学習成果に対する評価の工夫が一層求められている。

特に、職業人の再教育のニーズは急速に高まっており、今後、企業等との連携・協力を図りつつ、高等教育における社会人再教育のための施策を積極的に推進していく必要がある。

★生涯学習体制の整備について（平 2.1.30 中央教育審議会答申）

★新しい情報通信技術を活用した生涯学習の振興方策について（平 12. 6. 1 生涯学習審議会）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成 28 年 4 月 1 日に施行され、国公立学校については障害のある学生に対する「合理的配慮」の提供が義務付けられた。私立大学等においては努力義務とされていたが、令和 6 年 4 月 1 日から私立学校等においても義務化された。

助教

教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しが行われ、学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により平成 19 年 4 月 1 日から、助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職が設けられた。

学校教育法では、「助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。

★学校教育法 第 92 条

職員

学校においては、学校に勤務する人すべてを包括する用語で、私立学校では学内規定で職員の種類を定義している。

学長、教員等を除く職員については、①置かなければならない事務職員、②置くことができる技術職員並びにその他の必要な職員とに分けられる。したがって、職員は職種上、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員の 3 種に区分することができる。

★学校教育法 第 92 条

職業実践専門課程

専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、企業等と密接に連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組むものとして文部科学大臣が認定したもの。

職業実践力育成プログラム（B P : Brush up Program for professional）

社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大することを目的とし、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程又は特別の課程であって、社会人や企業のニーズに応じて職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものとして文部科学大臣が認定したもの。

助手

学校教育法に定める助手の職務は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する、とされ、助手の資格は、学士の学位（外国における相当する学位を含む）を有する者又はこれに準ずる能力のある者と定められている。

なお、学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により平成 19 年 4 月 1 日から、助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職が設けられた。

★学校教育法 第 92 条

★短期大学設置基準 第 26 条

除籍

在籍していない状態になることをいう。一般的には、在学年限を超えた学生、休学期間を超えてなお修学（就学）できない学生及び授業料等を納付しない学生等に対し、学校が学則に基づき在籍関係の解除を事務処理的に行う措置をいう。

なお、懲戒処分としての退学と異なり懲戒としての性格はもたない。

また、除籍に該当する項目については法令上の根拠がないため、学則に定めておく必要がある。

初年次教育

高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新入生を対象に作られた総合的教育プログラムをいう。具体的内容としては、学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものとなっている。

シラバス (Syllabus)

各授業科目の詳細な授業計画を示したもの。授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）とは異なり、達成目標・到達目標、授業各回の内容、準備学習（予習・復習）についての内容や標準学修時間の目安など具体的な指示、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の明示の他、記載内容が適正か否かについて、担当教員以外の第三者がチェックすることなどが求められる。

私立学校

私立学校とは、私立学校法に規定される学校法人が設置する学校（学校教育法第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）である。したがって、私立学校は教育基本法で規定するように公の性格をもつものであり、私立学校法は私立学校の公共性を高めることをその目的の 1 つとしている。さらに、私立学校においては創立者の建学の精神が強調され、独自の校風が特に尊重されている。

★学校教育法 第 1 条

★教育基本法 第 6 条第 1 項

★私立学校法 第 1 条、第 2 条第 3 項、第 3 条

私立学校法

「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」（第 1 条）法律である。

私立大学等改革総合支援事業

文部科学省の私立大学等経常費補助において、教育の質的転換や産業界・他大学との連携、地域におけるプラットフォーム形成による資源の集中化・共有など、特色化・機能強化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する事業。

ス

スタッフ・ディベロップメント（SD：Staff Development）

大学の管理運営や教育・研究等に関わる教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるなどの取り組み。すべての大学及び高等専門学校は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員（事務職員だけでなく教員や技術職員を含む）が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（SD）の機会を設けるなどの必要な取り組みを行う義務を負っている。

平成 28 年 3 月 31 日の短期大学設置基準改正により定められた。

★短期大学設置基準 第 22 条の 2 第 1 項

スチューデント・アシスタント（SA：Student Assistant）

ティーチング・アシスタント（TA）が大学院生による学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務であり、大学院生への教育トレーニングの機会の提供であるのに対して、大学院生ではなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合を、TA とは区別してスチューデント・アシスタント（SA）という。

セ

成績証明書

修得した授業科目の名称・単位数・評価等を証明する文書である。各短期大学の体系的に編成された教育課程が明確に把握できるように記載されていることが求められる。最近では、電算機器の導入等により、在籍者に関しては履修中の科目も表示している例が多くなっている。

成績評価

単位を授与する際の基準と表記方法を指すもので、各短期大学の学則によって規定されている。短期大学における評価方法は絶対評価である。これは、単位制度の趣旨から当然と考えられるが、成績評価の方法に関する法的規定はなく、点数・記号・合否のみの表示等、各短期大学によって異なった表示方法がとられている。

設置計画履行状況等調査（AC：アフター・ケア）

大学の設置計画の確実な履行を目的とし、設置等の認可や届出の後における学生の入学状況及び教員の就任状況等設置計画の履行状況、また認可又は届出時の留意事項への対応状況等について行われる調査。

新設の大学・学部等において、当該学部等が完成年度（開設年度に入学した学生が卒業する年度）を迎えるまでを調査対象期間とし、科目の開設状況や教員の就任状況等について「設置計画履行状況報告書」の提出が求められる。このほか、完成年度を越えたものでも、前年度に改善意見、是正意見または警告が付された大学・学部等については「改善意見等対応状況報告書」の提出が、また、私立の大学等の収容定員増加の認可申請に係る審査において、当該大学等における収容定員の充足状況が著しく不適当な状態にあるものについては、入学状況報告書及び履行状況報告書の提出が必要となる。

さらに、上記報告書に基づく書面調査の結果、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会による実地または面接調査が行われる場合もある。

セメスター制

1 学年複数学期制の授業形態。日本で多く見られた一つの授業を 1 年間通して実施する通年制の前・後期などとは異なり、一つの授業を学期（セメスター）毎に完結させる制度。諸外国では一般的であり、個々の学期が 15 週程度で 2 学期制の伝統的セメスター制度（traditional semester system）のほか、初期セメスター制度（一方のセメスターが若干長い early semester system）、3 学期制（trimester system）、4 学期制（quarter system）などを実施する大学もある。日本においても、既に多くの大学・学部で導入されている。

セメスター制は、1 学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることに意義があるので、単に通年制の授業内容を前半と後半に分割するだけでは、セメスター制とはいえない。また、授業内容が過密にならないような配慮も必要である。

さらに、セメスター制には、学年開始時期が異なる大学間において円滑に転入学を実施できるというメリットもある。

ゼミナール（ゼミ）

大学で、教授などの指導の下に学生が自ら研究し、発表・討論などを行う教育方法をいう。また、その研究指導のグループをいうこともある。

専攻科

短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、短期大学の学科又は専攻部門に属する専門科目について、短期大学の基礎の上に精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として設置することができる。大学改革支援・学位授与機構の設立、科目等履修生制度の導入により、短期大学専攻科での修得単位が、学位を取得するための単位として認定される道が開かれている。この場合当該短期大学の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構の認定を受けている必要がある。

なお、大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科で修得した授業科目の単位は、教育職員免許法により 1 種免許状の取得に必要な単位として含めることができる。

★教育職員免許法施行規則第 14 条の 2 及び第 17 条の 2 の規定により修得した単位を最低単位数に含めることができる短期大学の専攻科を定める件（平 4.4.1 文部省告示第 38 号）

専攻課程

教育上の必要性から学科の中に設けられる組織である。学科の中を2以上に分けることを一般的に専攻分離といい、その名称は〇〇専攻と称することが適当とされている。

★短期大学設置基準の制定について（昭 50.4 文大技第 210 号）

専修学校

学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校とする、と学校教育法に規定され、これ以外で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る目的の教育施設を専修学校という。

専修学校には、中学校等卒業者を対象とした高等課程、高等学校等卒業者を対象とした専門課程、高等課程・専門課程以外の教育を行う一般課程がある。

なお、高等課程を置く専修学校は高等専修学校ともいい、専門課程を置く専修学校を専門学校ともいう。

★学校教育法 第 1 条、第 124 条、第 125 条、第 126 条

専任教員

専任教員とは、1つの大学において専ら教育研究に従事し、その学校からの給与により生計を営み、かつ当該法人で専任教員として発令されている教員をいう。

専門学校

学校教育法に規定された専修学校で、高等学校卒業程度を入学資格とする専門課程を置く教育施設は、専門学校と称することができると規定されている。

★学校教育法 第 126 条

専門高校

従来は職業高校と呼称されていたが、平成 7 年 3 月 8 日付の職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告の「スペシャリストへの道」により、今後は専門高校の呼称を用いたと提言された。また同時に、専門高校においては、将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎・基本の教育に重点を置き、ここで学んだことを基礎に、卒業後も職場や大学等の教育機関において継続して教育を受けるなど、生涯にわたり専門能力の向上に努めることの重要性が述べられている。

★高等学校設置基準 第 5 条第 2 号、第 6 条第 2 項

専門職学科

短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とされ、入学者の選抜に当たっては、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努める必要がある。

教育課程の編成に当たっては、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮が求められる。また、専門職学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該

職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとされている。

★短期大学設置基準 第 35 条

第 35 条の 2

第 35 条の 3 の第 1 項

第 2 項

専門職大学院

専門職大学院は、大学院のうち、高度専門職業人の養成に目的を特化した実践的な教育を行う大学院であり、専門職大学院（一般）・法科大学院・教職大学院がある。

★学校教育法 第 99 条第 2 項

専門職短期大学

深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする短期大学で、専門職短期大学設置基準に基づき設置される。専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとされている。

★学校教育法 第 108 条第 4 項 第 108 条第 5 項



総合学科

総合学科は、高等学校に設置される学科のひとつであり、普通教育を主とする学科である普通科、専門教育を主とする学科である専門学科に並ぶものとして平成 6 年度に創設された、普通教育と専門教育とを総合的に行う学科である。

総合学科における教育は、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習及び生徒の個性を生かした主体的な学習を通して学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を重視しているのが特色である。

★高等学校設置基準 第 5 条第 3 号、第 6 条第 3 項

卒業

学則に定められた全課程を履修し終えることをいい、学校教育法に、学生の卒業は教授会の意見を基に、学長が決定すると規定されている。

また、短期大学設置基準に、修業年限が 2 年の短期大学の卒業要件は、短期大学に 2 年以上在学し 62 単位以上（修業年限が 3 年の短期大学の場合は、3 年以上在学し 93 単位以上）を修得することと定められている。

★学校教育法 第 93 条第 2 項

★短期大学設置基準 第 18 条

卒業証書 (Diploma)

学校教育法施行規則により、小学校の全課程を修了したと認められた者に、校長が与える証書で、短期大学にも準用されている。

学生の本籍地、生年月日に関する記載、公印等の捺印及び位置、文字の配置については、各短期大学の判断で行われている。

★学校教育法施行規則 第 58 条

卒業証明書

この証明書に記載される項目は、本人の氏名、生年月日、卒業した学科、卒業期日等が一般的であるが、短期大学士の記載の扱いについては、各短期大学の判断に委ねられている。

なお、短期大学士の英文名は、特に規定はないが、アメリカの短期大学等で付与されている称号から、Associate Degree とか、An Associate in Arts Degree と記載しているようである。

卒業の時期

学校教育法施行規則で、小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると規定され、これにより卒業の期日は、原則として3月31日と考えられるが、学長によって行われる卒業認定の効力が発生する日は、通常、卒業証書の日付とも考えられ、学籍簿にこの日付を記載している例も多く見られる。また、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができるとされている。

★学校教育法施行規則 第 163 条

卒業見込証明書

卒業年次に在学し、当該年度内に履修する科目の単位を修得した場合、卒業要件を満たし、卒業の可能性のある学生に対し発行される証明書をいう。

卒業要件単位数の上限

卒業要件単位の上限については短期大学設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。各短期大学で卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、短期大学設置基準に則って適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましいとされ、通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の上限とするのが適当であろうとされている。



退学

学生が卒業する前に学生の身分を失うことをいい、願い出による退学と、懲戒による退学及び届出による退学がある。①願い出による退学は、学生の意志により退学願を提出し、許可を得て退学する場合をい

う。②懲戒による退学は、短期大学の学則に基づいて学長が行う懲戒処分の退学をいう。③この他に、学生が死亡したときは保証人からの届出により退学となる。

★学校教育法施行規則 第 26 条第 3 項

大学

学校教育法において、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。

★学校教育法 第 83 条

大学院

学校教育法において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とし、大学に置かれるものをいう。

★学校教育法 第 97 条、第 99 条

大学改革支援・学位授与機構

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うとともに、大学以外で行われる高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位を授与することを目的に設置された文部科学省管轄の機関（独立行政法人）である。

大学、大学院の修了者と同等の水準にある者としては文部科学省所管外の大学校（例えば、職業訓練大学校、水産大学校、海上保安大学校）等の卒業者等がある。

また、短期大学や高等専門学校等を卒業した者が、大学の科目等履修生や大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科生として修得した単位を累積して大学卒業相当の単位を修得した者もこれに該当する者となる。

大学改革支援・学位授与機構は、これらの者から学位授与の申請を受け、審査並びに試験を行い、合格した者に学位を授与する。

学士の学位授与申請に必要な大学卒業相当の修得単位数は、2 年制短期大学卒業者等にあつては 2 年以上にわたって 62 単位以上、3 年制短期大学卒業者等にあつては 1 年以上にわたって 31 単位以上となっている。

平成 12 年 2 月、「学位授与機構」を改組し、「大学評価・学位授与機構」が発足することとなった。これにより、それまで実施していた学位の授与に関する活動に加えて、新たに第三者評価を行う大学評価機関として、国公立大学の評価を実施することになった。

平成 14 年 11 月に学校教育法が改正され、国の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価が義務付けられることになったが、大学評価・学位授与機構は、その認証評価機関のひとつである。

なお、平成 23 年度をもって当機構における短期大学の認証評価事業は終了した。

平成 28 年 4 月 1 日、「大学評価・学位授与機構」は、「独立行政法人国立大学財務・経営センター」と統合し、「大学改革支援・学位授与機構」として引き続きこれまでの業務を行うこととなった。

★国立学校設置法 第 9 条の 4（廃止）

★学校教育法 第 104 条第 7 項

★学位規則第 6 条第 1 項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平 16.4.1 規則第 28 号）

★短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平 16.4.1 規則第 29 号）

大学設置・学校法人審議会

文部科学省に置かれる審議会の 1 つで、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法によりその権限に属する事項を調査審議し、必要に応じて文部科学大臣に建議することができる。文部科学省は、大学、短期大学の設置の認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならないことになっている。

★学校教育法 第 95 条

大学入学共通テスト

大学入試センター試験に代わり令和 2 年度（2021 年 1 月実施）から実施されるテストの名称。大学入学希望者を対象に、高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを目的とする。このため、各教科・科目の特質に応じ、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力・判断力・表現力を中心に評価を行うものとしている。大学入学センター試験からの大きな変更として、これまでになかった記述式問題の導入と、英語では 4 技能（読む・聞く・話す・書く）を評価することが挙げられる。

大学入学者選抜実施要項

文部科学省が毎年作成し、各大学・短期大学に通知している大学入学者選抜の指針である。大学入学者選抜実施要項の入学者選抜の基本は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判断する、②公正かつ妥当な方法で実施する、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮する、の 3 点である。

大学の質の保証

大学の設置に当たっては、国が設置基準等を基に審査し認可を行っている。この制度は、大学の質の保証の観点から一定の役割を果たしているが、それは、大学で行われる教育研究の前提としての枠組みについてのものに過ぎず、教育内容を保証するものではない。近年の規制緩和の社会的な流れを受け、平成 14 年 11 月、学校教育法が改正され、大学等の設置の条件についても大幅に緩和され、大学の質の保証のあり方としては、国の認証を受けた機関による第三者評価に重点が置かれることになった。

★学校教育法 第 109 条

大学評価・学位授与機構⇒ 大学改革支援・学位授与機構

大学ポートレート

大学が公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たすため、その支援方策として、教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備するものである。大学ポートレートの整備により、大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげることや、各大学

の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信すること、さらに、各大学の業務負担軽減などの効果が見込まれている。

私立大学・私立短期大学の「大学ポートレート（私学版）」については、私学事業団が行う「学校法人基礎調査」により、学校法人から収集した情報を私学事業団のデータベースに蓄積し、私学事業団のセキュリティポリシーに則って保存・管理を行うことになっている。

単位

各授業科目の単位数は各短期大学で定めるとし、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15 から 30 時間の範囲で短期大学が定める時間としている。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技については、短期大学が定める時間をもって1単位とすることができるとしている。

★短期大学設置基準 第7条

単位互換制度

単位互換制度とは、短期大学が教育上有益と認める時は、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる制度をいう。

修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えない範囲と規定されている。さらに、外国の短期大学又は大学に留学した場合もこの規定が準用されるが、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなされる単位は、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の認定単位と合わせて修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えないものとしている。

★短期大学設置基準 第14条、第15条

単位修得（取得）証明書

履修した科目の単位修得状況を示す証明書で、一般に学業成績は記載されない。その様式については法令等の規定がなく、各短期大学がそれぞれ定めている。

単位制

現在の我が国の学校制度では、小・中学校が学年制を、高等学校・高等専門学校・短期大学・大学が単位制を採っている。

一定水準の学修量を単位として表し、所定の期間での量的修得を卒業の判定基準とする方式である。この単位制は、学生個々人の能力差や興味・関心に応えるべく、最低必要な学修量を設定し、それを超えるものについては、学生の主体性に委ねて教育しようとする考え方である。

単位認定

各授業科目の単位修得の認定は、科目担当者の試験等による評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。

短期大学は、1 つの授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとされ、卒業研究や卒業制作については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができると、短期大学設置基準で定められている。また、単に試験に合格するだけでなく、一定時間以上の授業の出席を単位認定の要件とすることも短期大学の判断で可能とされている。

★短期大学設置基準 第 13 条

単位累積加算制度

複数の高等教育機関で随時修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。平成 3 年以降の学校教育法及び学位規則の改正により、短期大学や高等専門学校、一定の要件を満たした専門学校等を卒業した者又は大学に 2 年以上在籍した者が、大学の科目等履修生などとして随時単位を修得し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定める要件を満たした場合には、同機構から学士の学位が授与される制度として創設された。

短期大学

学校教育法において、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とする大学で、修業年限が 2 年又は 3 年のものをいう。

★学校教育法 第 108 条

短期大学基準協会

1994（平成 6）年に短期大学による自主的な組織の設立が期待されたことに応えて設立された会員制の一般財団法人。短期大学の認証評価を行う認証評価機関で、平成 17 年 1 月に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、平成 17 年度から評価を実施することとなった。平成 24 年度から、一般財団法人へ移行するとともに、短期大学が日常的に自己点検・評価できるよう評価基準の再編成が行われ、従前の 10 の評価領域が「建学の精神と教育の効果」「教育課程と学生支援」など 4 つの基準にまとめられた。

短期大学基準協会では、評価の基本的理念や構造、手順等を示す「短期大学基準協会認証評価要綱」及び「短期大学評価基準」、「認証評価要領」等を定め公表している。

短期大学士

短期大学卒業者については、従来、準学士と称することができるとされていたが、短期大学における教育の発展や学位についての国際的な動向等を踏まえ、学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により、平成 17 年 10 月 1 日から短期大学士の学位が授与されるようになった。



地域総合科学科

実際の個々の学科の名称ではなく、従来の学科のように内容を特定分野に限定せず、地域の多様なニー

ズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科の総称。短期大学基準協会において、地域総合科学学科としての教育の特色と質を保証する評価（適格認定）を行っている。

中央教育審議会

2001 年（平成 13 年）の中央省庁再編により、旧文部省の中央教育審議会を母体にしつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会を統合して発足した。

中央教育審議会は、次の事務をつかさどっている。

1. 文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること。
2. 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
3. 法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

チューター制度

教員と学生の親密な個人的接触を通じて、よりよい学生生活を実現させるための制度。

昼夜開講制 時間的制約の多い社会人等の便宜に配慮して、同一学科の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度。

★短期大学設置基準 第 12 条

懲戒

懲戒とは、不正や不当な行為に対して制裁を加えることで、学校が学生に対して行う場合は、教育上の必要性和心身の発達に応じた教育上の配慮が求められる。

懲戒の種類には、制裁の度合いに応じていろいろあるが、退学、停学及び訓告の処分は慎重な調査・審議が重要であり、学長が処分の手続を定めなければならないとされている。なお、体罰は禁止されている。

★学校教育法 第 11 条

★学校教育法施行規則 第 26 条

長期履修学生制度

短期大学の定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを認める制度。職業や家事等に従事しながら自分のライフスタイルに合わせて、柔軟に履修計画を組むことができる。平成 12 年 11 月の大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中で初めて提言され、平成 14 年 2 月の中央教育審議会答申において長期履修学生制度の導入が決定された。

答申では、『職業等に従事しながら大学等で学ぶことを希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を越えて履修を行い学位等を取得できる新たな仕組みを、各大学等が各々の判断で導入できることとすることが必要である』として、特に『短期大学においては、地域に

密着して生涯学習機会を幅広く提供することが期待されるところであり、長期履修学生を積極的に受け入れることが望まれる。例えば、社会人を含めた地域の学習需要に応えるために、多様なコースを設定した総合的な学科等を設け、長期履修学生を積極的に受け入れることも一つの方法である』と、短期大学での長期履修学生受け入れについて具体的に述べている。

★短期大学設置基準 第16条の2

聴講生

科目等履修生と同様に、特定の授業科目のみ履修する学生。単位を修得しない点異なる。

調査書

調査書とは、一般に指導要録に基づいて、「学習」「出欠」「特別活動」等について転記した書類で、内申書ともいわれている。短期大学においては、入学者選抜の資料として受験生の出身高校のものを提出させている。

なお、平成17年度の入試から、調査書における「健康の状況」欄が廃止された。（16文科高第128号 平成17年度大学入学者選抜実施要項）



追試験

病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する試験をいう。受験は診断書など欠席の理由を証明する書類を添えて願い出させるのが一般的である。

通信教育

大学通信教育は、高等教育を広く社会に開放しようという「開かれた大学」の理念のもとに始められた教育課程で、学校教育法に、大学は通信による教育を行うことができる、と規定されている。なお、この規定は短期大学にも適用される。

授業は、印刷教材（電子出版物を含む）及び添削指導により学修をすすめる通信授業（自宅学習）、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業（スクーリング）、新しい形態での面接授業としての遠隔授業、若しくは放送その他これに準ずるものの視聴により学修をすすめる放送授業の併用により行う。

★学校教育法 第84条

★短期大学通信教育設置基準

★短期大学通信教育設置基準の制定等について

（昭57.3.23 文大技第109号）



停学

停学は、学生に対して一定期間登校を停止し、授業等の受講権利と共に、学校の施設設備の利用権利を一時停止するものであるが、学生としての身分（学籍）を失うものではない。停学の細目については、内規等で定めておく必要がある。また、処分の目的・性格等から、卒業要件としての在学期間には停

学の期間を算入しないが、最長在学期間（在学年限）には算入する。ただし、停学期間が短期間の場合には、教育上の見地からその実情に合わせて、卒業要件としての在学期間を延長しないこともあり得る。

なお、停学期間中の退学は可能であるが、休学することは停学の趣旨から認めるべきではない。停学期間満了に続いて休学することは可能である。

定期試験

学年暦に定められた学期末・学年末の一定期間に行う試験をいう。

ティーチング・アシスタント（T A : Teaching Assistant）

学部学生などに対して実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行う大学院学生のこと。大学教育の充実や将来教員・研究者となる者への教育トレーニング機会の提供が主な目的である。

ティーチング・ポートフォリオ（Teaching- portfolio）

短期大学の教員が自分の授業や指導について振り返り、その記述を根拠資料（エビデンス）によって裏付けた厳選された記録をいう。

ディプロマ・サプリメント（学位証書補足資料）

高等教育機関が学位記等の高等教育課程の修了を証明する文書に添付する補足資料。進学や就職等のモビリティを円滑に進めるため、学生が取得した学位・資格等の情報について国内外において理解を深め、比較可能にすることを目的としている。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

各大学、学部・学科等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けたものに卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるもの。

「卒業認定・学位授与の方針」「学位授与の方針」など様々に表記されてきたが、平成 28 年 3 月改正の学校教育法施行規則で「卒業の認定に関する方針」と表われ、同時期に示され策定された『「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』（平成 28 年 3 月 31 日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）における「卒業認定・学位授与の方針」と同じ意味内容を指すものであることが示された。

デジタル教科書

令和 2 年度から実施される新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のため、学習者用デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成 31 年 4 月から施行された。これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することができることとなった。

データ・サイエンス

データに関する研究を行う学問。主に大量のデータから、何らかの意味のある情報、法則、寒冷性を導き出すこと。またはその処理の手法に関する研究を行うこと。

テニユア（Tenure：終身在職権）

教員の自由な教育研究活動を保障するため、終身（定年まで）、当該大学の教員としての身分を保障する制度である。アメリカでは約9割の大学がテニユア制度を有する。

また、優秀な人材を適切に確保するため、任期制等により一定期間、若手研究者が裁量ある自立した研究者としての経験を積んだ上で、厳格な審査を実施し、その間の業績や研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には、任期を付さず、かつ一般に上級の職を与える仕組みを「テニユア・トラック制度」という。

転学

同一学校種の他の学校（短期大学から他の短期大学）の相当学年に学籍を移すことをいう。転学は、本来的に転出・転入（受入）の両方の意味を持つが、転出で用いられることが多く、その場合、転入（受入）については「転入学」として区別される。

転学科（転科）

同一短期大学内にあって、所属する学科を変更することである。入学時にはそれぞれ異なる入学試験を経て学科の所属が決定されることが多いことを考慮すれば、一般には正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的な措置である。

転籍

転学科（転科）あるいは転部のことをいう。こうした学籍上の異動は、学内規定に従って許可されるのが普通である。

転部 転部は、第1部（昼間）と第2部（夜間）等の異動をいう。

ト

トイーック（TOEIC®: Test of English for International Communication）

アメリカのETS（Educational Testing Service）が開発・作成した、様々な分野の、様々なレベルの人を対象とする英語のコミュニケーション能力を測定するための世界共通テストである。

試験は、協会が定めた日程・場所で行う公開テストの他、学校・企業等試験実施を希望する団体が任意に日時・場所を指定できる団体特別受験制度（IP: Institutional Program テスト）。による受験が可能である。

日本では、企業が雇用や人事評価等の際、TOEIC®のスコア提出を求めていることが増えており、学生に対して対策講座を設けている短大もある。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

特別選抜試験

社会人、留学生、海外帰国子女学生など、大学や短期大学で学ぶ能力があり、かつその意欲があっても、既に勉学から遠ざかっていたり、日本語による一般の入試科目では、その能力を発揮できない事情や環境にある者に、大学入学の機会を与える選抜方法が、特別選抜である。

特別聴講学生

特別聴講学生とは、単位互換制度により、学生が他の短期大学等において履修している場合における当該短期大学等での身分をいう。特別聴講学生を受け入れる場合、その取り扱いについては、学則等に規定する必要がある。

★短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（昭57.3.23文部事務次官通達文大技第108号）

飛び入学

特定の分野で特に優れた資質を有すると認められる学生について、高等学校を卒業しなくても大学に、大学を卒業しなくても大学院に、それぞれ入学することができる制度。

トフル（TOEFL®: Test of English as a Foreign Language）

アメリカのETS（Educational Testing Service）が実施する英語が母国語でない外国人の英語能力判定のためのテストである。

世界的規模で実施されており、同じETSが作成するTOEIC®が就職活動で使われることが多いのに対し、TOEFL®は、英語圏の大学へ留学するための基準として用いられるのが一般的である。また北米のほとんどの短期大学、大学、大学院はTOEFL®の結果を入学許可の判定基準にしている。

試験は、PBT（Paper-based Test ペーパー版）とiBT（Internet-based Test インターネット版）があるが、現在日本ではiBTのみ実施されている。



内申書 ⇒ 調査書

内部質保証

高等教育機関が自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を基に改革・改善に努め、その責任を自ら保証することを指す。

ナンバリング

授業科目に授業内容・レベル等に応じて適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等をあら

わし、教育課程の体系性を示す仕組みをいう。学内における授業科目の分類や、複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つものである。

対象とするレベル（学年等）や学問の分類を示すことは、学生にとっても、学修したい分野について、どのように学修を進めていけばよいか等が明確になり、体系的に学修を進めることができる。また、科目同士の整理・統合、連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。

二

二重学籍

2つの短期大学又は大学に同時に在学することをいう。これを禁止する法令上の規定はなく、各短期大学とも学則でこのような規定を設けているところは、ほとんどない。しかし、禁止規定がないからただちに認められるというものではなく、禁止規定がないということは、学生は当然1つの短期大学に専念すべきであって、同時に2つの短期大学に正規の学生として在籍することはあり得ないし、また、あるべきでないと考えられる。

日本語能力試験

日本国内及び国外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定することを目的として行う試験。

日本語学習者の増加に対応するため、昭和59年から私費外国人留学生統一試験とは別に、公益財団法人日本国際教育支援協会が毎年2回、7月と12月に実施している。また、国外試験については独立行政法人国際交流基金が現地機関の協力を得て実施している。平成22年からは、5段階のレベル別試験になり、総合的に日本語のコミュニケーション能力を測る試験になっている。

なお、平成14年度から日本留学のための新たな試験として「日本留学試験」が開始されたのに伴い、大学入学選考のための試験としての役割は終えることになるが、「日本語能力試験」自体は、本来の目的である基本的な日本語能力の測定の役割を担うものとして、引き続き実施される。

日本留学試験

平成14年度から外国人留学生として我が国の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本語及び基礎学力の評価を行うことを目的として行う試験。

独立行政法人日本学生支援機構が文部科学省、外務省、大学及び国内外の関係機関の協力を得て実施するもので、原則として、毎年、6月及び11月の日曜日が試験日とされている。

なお、本試験の実施にともない私費外国人留学生統一試験は、平成13年12月実施の平成14年度試験をもって廃止された。

入学者受け入れの方針 ⇒ アドミッション・ポリシー

認証評価機関

様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関を言う。中央教育審議会答申「大学の質の保証に係

る新たなシステムの構築について」（平成14年8月）において提言され、学校教育法の中に規定化された。国は、一定の基準（認証評価基準）を示し、認証申請のあった機関のうちこの基準を満たすものを認証することになる。

一般財団法人短期大学基準協会は、平成17年1月に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、平成17年度から評価を実施することとなった。

このほか、主な認証評価機関として、現在までに次の機関が文部科学大臣の認証を受けている。

- ・公益財団法人大学基準協会（平成16年8月31日認証）
- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- ※短期大学の認証評価事業は平成23年度をもって終了
- ※平成28年4月1日から「大学改革支援・学位授与機構」
- ・公益財団法人日本高等教育評価機構（平成17年7月12日認証）

★学校教育法 第110条

認証評価制度

平成14年の学校教育法改正を受け、平成16年度より全ての大学等は、教育及び質保障の観点から、文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受審することが義務付けられた。認証評価の種類には大学、短期大学及び高等専門学校を対象とした「機関別認証評価」（大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況についての評価、7年以内毎に1回の受審）と、専門職大学院を対象とした「専門職大学院評価」（設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況を評価、5年以内毎に1回の受審）とがある。評価結果は広く社会に公表されることから、大学には社会的評価を踏まえた積極的且つ自発的な改善への取組みが期待されている。

★学校教育法 第109条第2項



バカロレア資格

バカロレア資格は、フランス共和国におけるリセ（通常、15歳から3年間）に在学して、一定の科目を履修した上で、試験を受けることによって取得できる大学入学資格である。資格の取得者には、バカロレア資格証書が授与される。このバカロレア資格の取得者は、日本の大学入学資格を有する者として認められている。なお、バカロレア資格の取得者が入学試験に出願する際の調査書については、バカロレア資格試験成績証明書に記載されている成績をもって調査書に代えることができる。

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭23.5.31 文部省告示第47号）

博士

学位規則に基づき、大学院博士課程修了者、及び論文審査に合格し博士課程修了者と同等以上の学力のある者に与えられる学位である。

反転授業

デジタル教材を活用して、学習者が授業外において知識の獲得を独自に図り、教室では演習・実習、教員あるいは学生同士の議論を中心とした学習を行うこと。

ヒ

ピア・レビュー

評価対象について専門的・技術的な共通の知識を有する同業者や同僚によって行われる評価、審査をいう。一般に、高度な専門的見地に基づき評価対象の質を適切に評価することが必要な場合に用いられる。

短期大学基準協会が行う認証評価は、高等教育機関である短期大学の水準について、当協会が設定した短期大学評価基準を満たしているか否かで評価される。その評価は、当協会の会員短期大学に培われた専門的見地に基づくピア・レビューを主体とし、さらに、第三者性を高めるために、当協会以外の学識経験者の評価も結果に反映する方式が用いられている。

ピア・サポート (Peersupport)

似た立場のものからのサポート。大学では学生による学生のためのサポート。

フ

ファカルティ・ディベロップメント (FD : Faculty Development)

欧米の大学で広く普及している教員の教育内容・方法の改善・向上について、大学や学部全体で組織的に研究・研修を推進することをいう。具体的には、学生による授業評価の導入、新任教員を中心とした教授法研修会の開催、教員相互の授業聴講、教授法のマニュアル作成などが行われている。平成 20 年 4 月に短期大学設置基準が改正され、努力義務であったFDが「義務化」された。

フィールドワーク

テーマや調査内容を設定し、対象となる地域に出かけて調査などを行うこと。実地での体験や調べたことを通し、文献資料だけではわからない成果を得ることが目的。

復学

休学期間が終了した場合、通常は復学し、再び修学（就学）することになるが、復学できずに休学を延長したり、そのまま退学することもあり得る。ただし、いずれの場合も、本人の願い出に基づいて学長が許可するのが一般的である。なお、病気で休学していた場合には診断書（治癒証明書）を提出させ、修学（就学）できる状態であることを確認する必要がある。

復学の時期は、休学期間の設定と同様、単位の修得、在学年数等に関係するので注意する必要がある。

副学長

副学長の設置と職務については、事務次官通達によると、①必要に応じ、学長の職務を助けることを任務とする副学長を置きうること、②必ず置かなければならない職ではなく、大学運営上の必要性を勘案し、各大学の判断に基づき置くことができ、その数も1人とは限らないこと、③具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められること、と述べている。また、副学長はその職務内容から学長、教授等とならぶ独立の職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえないとされている。

なお、平成27年4月1日施行の学校教育法では、それまで「学長の職務を助ける」とされていた条文が「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と、その権限を強化するものに改められた。

★学校教育法 第92条

★学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）（26文科高第411号 平成26年8月29日）

復籍

授業料等の未納により除籍となった者が、許可を得て学籍を復活し、再び修学（就学）の状態に復することをいう。

なお、復籍に関する手続きについては、学則等に規定しておく必要がある。

副専攻制度

専門的に学んでいる分野（専攻）に加えて、興味がある別の分野も専門的に学べる制度。

不正行為

定期試験等において学生としての本分に反する行為を一般にいう。短期大学としては、あらかじめ不正行為の内容について学生に明示しておく必要がある。不正行為には、厳正な処分が求められ、懲戒も認められている。処分内容は、不正行為の程度の軽重により異なるが常に教育的な配慮のもとに行われるべきである。

プレイacementテスト (Placement Test)

新入生などのクラス分けのために行う学力テスト、クラス分け試験のことで、もともと米国のコミュニティカレッジにおいて実施されたものである。近年、オリエンテーション時に新入生の基礎学力を測定し、より効果的・効率的な授業を目指して、クラス分けなどに利用するプレイacementテストが語学等の科目で多く実施されるようになった。



別科

別科とは、大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的とし、修業年限を1年以上とした教育組織で、大学や短期大学に置かれるものをいう。なお、高等学校に置かれる別科は、高等学校入学資格を有する者を対象としている。

★学校教育法 第 91 条

編入学

異なる制度の学校から第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学することをいう。編入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者ということになっている。短期大学卒業者が、大学に編入学した場合は、大学修業年限から短期大学の修業年限に相当する年数以下の期間を差し引いた期間を在学すべき年数とすることができる。

★学校教育法 第 108 条第 7 項

★学校教育法施行規則 第 91 条、第 161 条

ホ

保育士

児童福祉法に基づき付与される厚生労働省管轄の資格。各都道府県において登録を受け、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導に従事する者をいう。なお、保母の名称の見直しが行なわれ、男女共通の名称として平成 11 年度より「保育士」に変更となった。

★児童福祉法 第 18 条の 4、第 18 条の 18

保健体育科目

授業科目区分の 1 つ。平成 3 年 6 月に短期大学設置基準が改正され、授業科目の区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目区分の開設が義務付けられていた。

補講

休講や臨時休校などにより、授業の未消化や授業時間数の不足を補うために特別に行われる授業をいう。講義や演習という授業の形態の違いは問わない。

募集要項

入学者選抜に当たり、各短期大学等がその内容等について記載した学生募集に関するパンフレットをいう。文部科学省の大学入学者選抜実施要項では、募集要項に次のような事項の記載を求めている。

①募集人員、出願要件、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表する。なお、推薦入試等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

また、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等も募集要項に記載する。（これに記載されていない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることとしている。）

②当該短期大学の学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について具体的に記載してあること。

③募集要項は、指定の期日（12 月）までに発表する。

ポストドクター（PostdoctorまたはPostdoctoral）

博士号（ドクター）を取った後という意味で、主には博士号取得後の任期付きの職（博士研究員とも呼ばれる）を指す。また、省略してポストドクと呼ばれることが多い。



3つのポリシー（方針）

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針を3つのポリシー（方針）という。「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）」を2017年4月1日に改正し、全ての大学は3つのポリシー（方針）を一貫性あるものとして策定し、公表するように義務付けられた。



名誉教授

大学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として長年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の内規により大学が贈る栄誉的な称号で、退職後に授与されることが多い。

★学校教育法 第106条

メディア教育

多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う授業。面接授業に相当する教育効果を有することが期待されている。同時双方向型とオンデマンド型がある。外国を含め、教員が授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。短期大学の卒業要件単位数の中で、メディア授業によって修得する単位数の上限は2年制で30単位、3年制で46単位を超えないものとしている。

免許法認定講習・公開講座

大学等の教員免許課程によらず、教員免許状取得に必要な単位の修得のために設けられた講習・公開講座をいう。教員免許状の取得方法は、原則として大学等の教員免許課程の修了を要件としている。

しかしながら、教育職員免許法では、教員の資質の保持と向上を図ることを目的としている。このため、教員の講習等の受講意欲を喚起するとともに、講習等の成果が免許状に反映される仕組みを取り入れ、教員免許課程の修了を要件としない教員免許状の取得方法として、この制度が設けられている。



夜間学科

専ら夜間に授業を行う学科をいう。勤労学生を主な対象としているが、昼間の学科に入学できなかった者が入学する場合も多い。昼間に授業を行う学科を昼間部又は第1部というのに対して、夜間部又は第2部と呼ぶ学校もある。

ヨ

幼稚園教員資格認定試験

規制改革推進3ヵ年計画（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から保育士として一定の在職経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として幼稚園教員資格認定試験が実施されている。

幼稚園教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて幼稚園教諭二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与される。

幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書

「保育士試験の実施について」の一部改正が、平成22年4月1日より適用された。これにより、幼稚園教諭免許を有する者が、保育士養成施設において科目履修等により教科目を修得した場合、試験科目の一部を免除することが可能となった。この手続き中の、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類をいう。

ラ

ラーニング・アウトカムズ（learning outcomes）⇒ 学修成果

ラーニング・コモンズ

大学図書館における、学びのための共有スペースをいう。大学図書館の役割として、知識を深めるための資料や情報の提供だけではなく、学生が自主的に学び知識を創造する学習活動全般への支援が求められるようになり、大学内における多様な活動や学習を支援するサービスを受けられる「場」としてラーニング・コモンズが設置されるようになった。その際、一般的には、組み替え自由な机、移動式のホワイトボード、プロジェクターや電子黒板などを備え、ミーティングやプレゼンテーションを行うスペースを提供して、多様な学習に対応している。また、情報・資料の収集やレポート作成などの支援を行うスタッフを配置してサービスを提供している。

リ

リカレント教育

社会人が職業上の新たな知識・技術を習得したり、教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を受けるために、高等教育機関において実施される教育のことをいう。

リサーチ・アシスタント（RA：Research Assistant）

大学院学生（博士課程在学者）を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的促進を図るとともに、研究補助を通じて、若手研究者として研究遂行能力の育成を図ることを目的として配置する制度である。

リサーチ・アドミニストレーター（University Research Administrator＝URA）

研究活動を効果的・効率的に進めていくために、プロジェクトの企画・運営、知的財産の管理・運用等の研究支援業務を行う人材。

リスキリング

DX関連の業務におけるスキルや知識の習得、職業能力の再開発、再教育だがリカレント教育の反復と違い、新たなスキルを修得する概念。

履修系統図

学生に身に付けさせる知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図。カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等。

履修証明制度

より積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラムを開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書（Certificate）を交付できることとした制度。平成30年11月の中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」における提言等を踏まえ、リカレント教育に対する社会的ニーズの高まりに答えるため、平成31年4月1日以降に開始する履修証明プログラムより、総時間数の要件が「120時間以上」から「60時間以上」に短縮された。

★学校教育法施行規則 第164条

履修登録

学生に履修する授業科目を登録させることをいう。一般に学年（学期）の始めに登録させ、当該授業科目の受講学生数等を把握し、授業の運営や履修指導などに役立てている。

なお、短期大学は、学生が1年間又は1学期に登録することができる単位数の上限を定めるよう努力することとなっている。

★短期大学設置基準 第13条の2

リベラル・アーツ（liberal arts）

専門職業教育としての技術の習得とは異なり、思考力・判断力を養成するための一般的知識の提供や知的能力を発展させることを目標にする教育を指す。

リメディアル教育

補習授業を総称してリメディアル教育という。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されている。

留学

主として外国の教育機関で勉学することをいう。従来、留学は、短期大学等を卒業した後に行う場合が一般的であったが、平成3年6月の短期大学設置基準の改正により、留学を含めた場合の単位互換による単

位認定が 30 単位までに増加されたため、在学中に留学しても、修学年数を延長することなく卒業できる可能性が高まった。

★短期大学設置基準 第 14 条第 2 項

寮 ⇒ 寄宿舍

臨時的定員（臨定）

18 才人口の急増・急減期の調節を図るために採られた政策で、昭和 61 年から期限を限った定員（臨時的定員）増を行った。本来平成 11 年度で解消すべきものであったが、様々な影響に対する考慮の結果、平成 16 年度までの 5 年間で段階的に解消していく一方で、平成 11 年度の規模の 5 割程度の恒常的定員化を認めることとなった。



ルーブリック

米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。

令和6年度 教務委員会委員一覧

日本私立短期大学協会
令和7年3月

	氏 名	所属短期大学・学内職名
委員長	秋 山 元 秀	滋賀短期大学 理事長・学長
副委員長	倉 田 功 一	関西外国語大学短期大学部 教務部次長
委 員	久保田 智恵子	群馬医療福祉大学短期大学部 教務課長
〃	遠 藤 康 生	高崎商科大学短期大学部 教務課長
〃	高 橋 琴 美	武蔵丘短期大学 学長補佐 健康スポーツ専攻 専攻長・教授
〃	菊 地 貞 治	聖徳大学短期大学部 学生部次長 兼 教育支援課長 兼 実習支援課長 兼 I R室長
〃	西 田 裕 貴	大妻女子大学短期大学部 教育支援グループ課長
〃	須 田 正 豊	帝京短期大学 特命課長（総務・企画・入試）
〃	佐 藤 清 正	中部学院大学短期大学部 教務課長
〃	細 川 博 世	華頂短期大学 教学部教学課長
〃	金 田 直 美	広島文化学園短期大学 学生部次長
〃	松 崎 康 弘	鹿児島女子短期大学 教授・学長補佐（教務担当）